

第 7 次
度 会 町
総合計画
《2021～2030》

令和3年3月
度 会 町

目次

第1章 序論	1
第1節 計画の策定にあたって	2
第2節 まちづくりの背景	6
第3節 今後のまちづくりの課題	10
第2章 基本構想	15
第1節 計画の基本的方針	16
第2節 基本目標	20
第3節 重点プロジェクト	22
第3章 基本計画	27
基本目標1 人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくりの推進	33
基本目標2 みんながいつまでも元気に暮らせる社会づくりの推進	47
基本目標3 安心して暮らせる、安全と憩いの住環境づくりの推進	63
基本目標4 地域の文化と産業を活かすにぎわいづくりの推進	79
基本目標5 まちづくりを円滑に進めるための体制づくりの推進	93
資料編	103

第1章 序論

- 計画の策定にあたって
- まちづくりの背景
- 今後のまちづくりの課題

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

度会町（以下「本町」といいます。）では、平成23年3月に「第6次度会町総合計画」を策定し、「ふるさとを生かし、清流と緑と笑顔がかがやく度会町」を将来像として掲げ、総合的・体系的なまちづくりを進めてきました。

この間、国においては、平成23年度に地方自治法が改正され、市町村の基本構想（総合計画）の策定義務がなくなりました。しかしながら、人口減少や少子高齢化の急速な進行、地方分権の進展、長引く経済の低迷など、本町を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化しており、複雑化・多様化する行政課題に対応するためには、今後においても長期的な視点でまちづくりを総合的・計画的に進めていく必要があります。

以上のような認識から、これまでの第6次度会町総合計画に基づく取り組みを継承するとともに人口減少や少子高齢化のさらなる進行に伴う新たな行政課題への対応も含め、長期的な視点で町政の運営を総合的・計画的に行うための基本的な指針として、めざすべきまちの将来像および実現のための施策を示す「第7次度会町総合計画（以下「本計画」といいます。）」を策定します。

2 計画の構成と期間

本計画は、町政を長期的な視点で総合的かつ計画的に推進していくための指針であり、個別の計画や施策の基本となります。

計画全体の構成および内容と期間については以下の通りです。

基本構想 《10年間》	本町のまちづくりを進めるうえでの基盤となるもので、基本的な考え方である基本理念を示すとともに、計画期間（令和3～令和12年度）における、めざすべきまちの将来像を描き、その実現に向けた基本目標を掲げます。
基本計画 《前期・後期各5年間》	基本構想で描いた将来像や基本目標の実現に向けて、取り組むべき施策の体系や内容を示します。計画期間は、基本構想期間の前期・後期それぞれの5年間であり、本計画では前期5年間（令和3～令和7年度）が計画期間となります。

《基本構想および基本計画の推進期間》

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
基本構想	第6次構想	第7次構想（本計画）										次期構想		
基本計画	第6次後期計画	第7次前期計画（本計画）					第7次後期計画					次期計画		

3 まちづくりにおける総合計画の位置づけ

(1) 総合計画の役割

本計画は、本町がめざすべき方向を、現状の見極めと将来の展望から検討するとともに、これからのまちづくりにおいて多様な主体が共有する共通目標としての役割を持ちます。

個別に示すと、本計画は次のような役割を担っています。

町政運営の 総合的な指針

町政にとっては、これからの施策や事業展開を総合的に推進する指針となります。なお、まちを取り巻く情勢の変化などがあった場合は、柔軟に対応することとなります。

住民参画の 道標

今後のまちづくりは、住民一人一人が自分に関わることとして主体的に参画することが求められることとなります。総合計画は、住民がまちづくりに参画する際の道標となるとともに、まちづくりに対する住民全体の共通の目標となることが期待されます。

広域的行政の 要請や調整の 手がかり

国や県、周辺市町などとの広域的な行政について、町として要請や調整をしていく手がかりとなります。

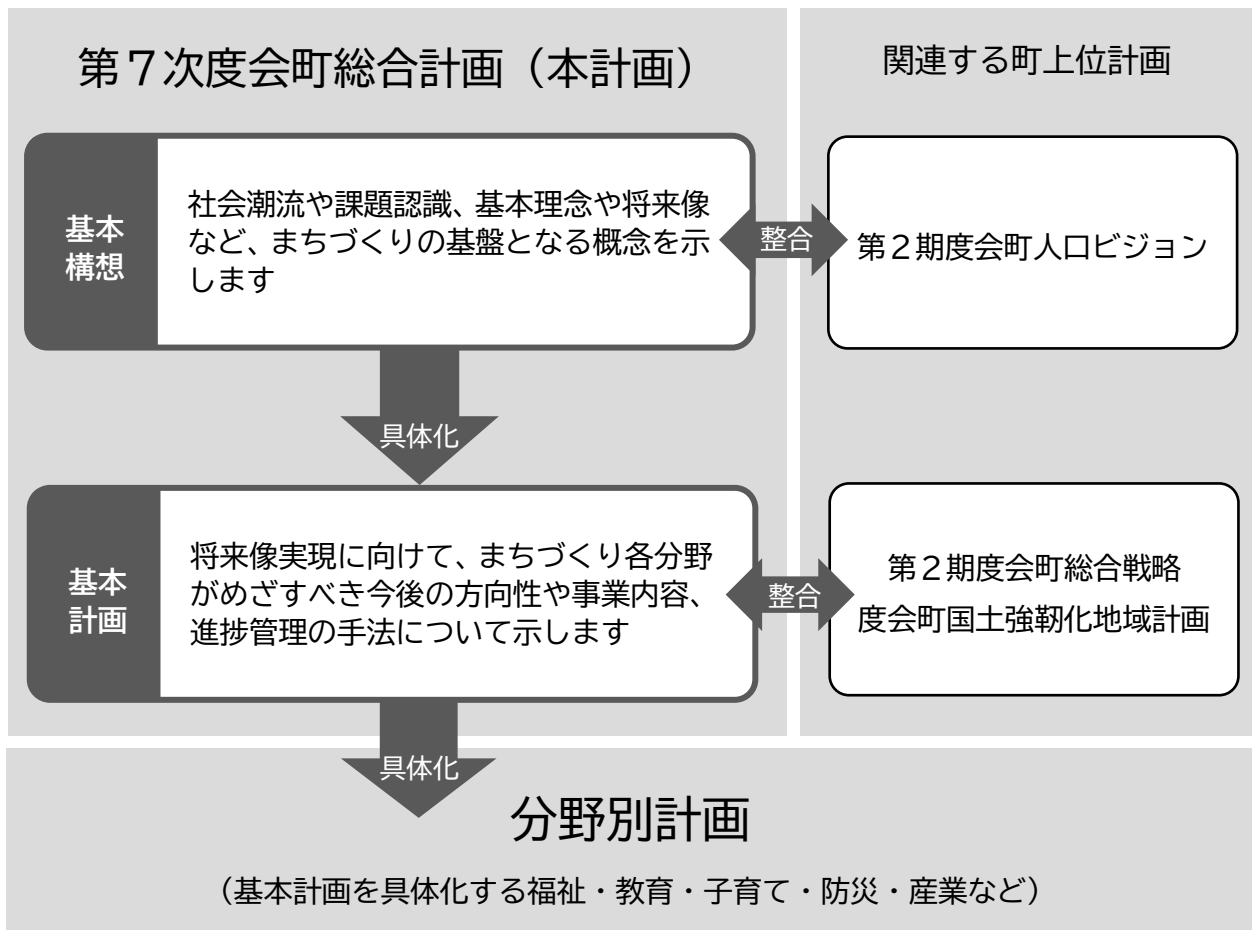
このような役割からみて、この総合計画は今後さまざまに展開される施策、事業の根幹に位置するものとなります。

(2) 総合計画と分野別計画の関係

度会町として統一性のある行政運営を行うため、「度会町人口ビジョン」のような方向性を示す計画、「度会町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「度会町総合戦略」といいます。）」や「度会町国土強靱化地域計画」といった具体的取り組みを示す上位計画をはじめ、現在策定している個別行政計画と本計画との整合を図ります。

なお、本計画に先行して策定した「第2期度会町人口ビジョン」（令和2年3月策定）は、平成27年度に策定した「度会町人口ビジョン」を見直したうえで、2060年までの人口の将来展望を示すものであり、そこでの将来人口の見通しなどを踏まえながら本計画を進めていきます。

また、「第2期度会町人口ビジョン」と一体のものとして策定した「第2期度会町総合戦略」（令和3年3月策定）は、今後5カ年の地方創生の取り組み方針を定めるものであり、度会町のまちづくりを総合計画と同じ将来像のもと進めていくものです。



第2節 まちづくりの背景

1 社会潮流の整理

1 人口減少と少子高齢化の急速な進行

現在わが国では急速な人口減少と少子高齢化が進行しており、社会の持続可能性において危機的状況にあります。

人口減少や高齢化の進行により、労働力や地域活動の担い手の不足、消費・経済規模の縮小、社会保障経費の増大、税収の減少などが生じ、行政運営だけでなく、経済、生活、地域コミュニティなど、社会全体にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されており、本町でも、子育て支援や移住定住の促進など、より実効性のある人口減少対策に取り組む必要があります。

2 安全で安心な暮らしの実現

新型コロナウイルスの感染拡大により日常生活・経済活動両面に大きな影響がもたらされたなかで、感染症予防と日常生活の両立に向けた生活スタイルの構築と定着が必要となっています。

また、地震や台風をはじめとした大規模な自然災害の発生、子どもや高齢者を狙った犯罪、交通事故など、さまざまな分野における危険への意識も高まっています。本町においても、新しい生活様式への対応だけでなく、危機管理体制の充実、犯罪や事故のない安全な社会づくりが求められています。

3 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

「持続可能な開発目標」（SDGs）とは、2015年9月の国連サミット*で採択された、17の国際目標、169のターゲットから構成された、2030年までの長期的な開発のための指針です。

わが国においても、8つの優先課題と具体的施策が定められ、積極的な推進が始まっています。その取り組みは国や都道府県だけでなく、企業や地方自治体もその推進の主体として関わっていくことが求められており、本町でも総合計画の推進を通じてSDGsの実現に寄与していく必要があります。

4 情報通信技術の普及と新たな展開

情報通信技術の飛躍的な発達と、情報通信機器の普及・多様化により、人々の生活、経済活動、サービス、社会の仕組みなどが大きく変化しています。

新しい生活様式への対応が求められるなか、AI*やIoT*などを活用した行政運営の効率化やまちづくりの活性化、リモートワークの普及による働き方改革*など、ライフスタイルの新しいステージへの移行が期待されています。本町においても、情報通信技術を活用できる環境を整備していく必要があります。

5 共生社会の実現

さまざまな価値観を持つ人々の人権や多様性を尊重し、すべての人が参画し、能力を発揮することができる社会づくりが求められています。

差別の解消や女性の活躍などに向けた法整備に加え、多様な主体が参画し、つながることで、暮らし・生きがい・地域を共に創っていく「共生社会」の実現に向けた取り組みが進められているなか、本町においても、性別や年齢を問わず、誰もが主体的に参画できるまちづくりを推進していく必要があります。

6 経済情勢と働き方の変化

わが国の経済情勢は長期的に厳しい状況が続いており、低成長率の傾向が定着している状況にあります。これまでは人手不足が大きな問題となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響により一部産業が深刻な打撃を受け、非正規雇用者の解雇など、雇用情勢の大きな変化がみられます。

また、近年は働き方改革の推進やライフスタイルの変容により、女性の社会進出やワーク・ライフ・バランス*の取れた働き方の重要性も高まっています。本町においても、多様な働き方を実現するための啓発や環境づくりに取り組む必要があります。

7 地球環境問題への対応

化石燃料の大量消費や世界的な人口増加などを背景として、二酸化炭素などの温室効果ガス*の排出量が増加しています。温暖化問題は、生態系や食料、健康など、世界中のあらゆる場所に影響を及ぼす問題であり、今後の世界の持続的な発展を可能とするためにも、国際的な対応が必要となっています。

また、地球規模での生物多様性*の危機が懸念されており、生物多様性保全の場として、里地里山の保全活用などが求められています。豊かな自然を誇る本町においても、森林や河川の保全は継続して取り組む必要があります。

8 持続可能な行財政運営の実現

人口の東京一極集中が進む一方で、地方の市町村では、人口減少による自治体の税収減と並行して、高齢化の進展による社会保障費用の増大、老朽化の進む公共建築物やインフラ*の整備・改修などが喫緊の課題として浮上しており、その継続的な運営をおびやかすような、困難な状況に直面しています。

地方自治体の持続可能性を確保するために、より効率的な行財政運営が求められているなか、本町でも、行財政改革や近隣市町との連携などを進め、限られた資源を有効に活用する取り組みが必要となっています。

2 度会町の特徴

1 自然と共存した、 水と緑のまち

度会町は、町内を流れる宮川、一之瀬川など清流とともに発展してきました。特に宮川は、全国一級河川の水質調査において、水質が最も良好な河川に何度も選ばれるなど、私たちの誇りです。また、町面積の8割以上を山林が占めており、度会山地・朝熊山地の山々など豊かな自然に恵まれた「山紫水明」の地でもあります。

また、度会町の魅力を十二分に堪能することのできる「宮リバー度会パーク」では親水空間*としての憩いを創出するとともに、四季折々の木々や花々が多彩な表情をみせています。

これらの豊かな自然、美しい水、空気、景観は、郷土の原風景であり、住民の暮らしや交流、産業活動にさまざまな恵みをもたらす貴重な財産です。環境保全に十分留意しながら大切に守り、育むとともに、次代を担う子どもたちに引き継いでいくことが大切です。

2 まちへの愛着が強く、 みんながつながっているまち

度会町の成り立ちから由来する地域の連帯感は、伝統行事への参加をはじめ、日々の暮らしのなかで助け合い・支え合いの精神に基づくさまざまな人のつながりとして受け継がれており、本町の特色のひとつとなっています。

アンケート調査では、「住み続けたい」と回答された方、「まちに愛着を感じている」と回答された方がそれぞれ6割以上いるほか、アンケート回答率が6割近くあることなどからも、自分たちのまちをよくしたいという思いを抱えている方が多いことがわかります。

今後のまちづくりにあたっては、こうした地域の連帯感を途絶えさせることなく、住民の豊かで多様な経験を活かしながら、住民同士、行政、地域がお互いに協力し合いながら進めていくことが大切です。



3 生涯を通じて 自分らしく暮らせるまち

度会町では、保健・福祉・医療の連携のもと、ライフステージのあらゆる地点においていきいきと自分らしく生活できるまちづくりを進めています。

人口規模が小さいことの利点を活かし、住民一人一人と真摯に向き合った支援に取り組んでおり、産前産後から幼児期に至るまでのきめ細かな子育てサポートや、地域での見守り体制の構築などを順次整えてきました。

今後も、住民の皆さんとの信頼関係を構築し、一人一人に寄り添った適切な支援を提供できるまちづくりを進めていくことが大切です。

4 地域の資源を活かした 安全な生産が確保されるまち

度会町において、一貫して基幹産業であり続けてきたのは、自然の恵みを活かした農業および林業であり、伊勢茶のブランドを有するお茶の栽培をはじめ、米、野菜、果樹などさまざまな作物を生産しています。

「安全・安心」の重要性が全国的に叫ばれている昨今において、生活の基盤ともいえる食料を高品質かつ安定的に供給できる農業は本町の大きな強みでもあります。今後も、安全な農産物の生産の徹底と、農林業などが継承される環境づくりを進めていくことが大切です。

5 新しい生活場所として 選ばれるまち

度会町は、県内で最も低い昼夜間人口比率が示すように、周辺市町への通学者・就労者のベッドタウンであり、言い換えれば豊かな自然に囲まれながらも、伊勢市や松阪市といった市街地へのアクセスや暮らしやすい生活環境は本町の強みです。

都市部での過密な生活スタイルが見直されようとしている今日、子育て支援策や教育環境の充実、安心して快適な住環境への支援など、「ひと」を呼び込む具体的な施策を強化し、新たな生活場所として選ばれるまちづくりを進めていく必要があります。

一方で、移住してこられた方の価値観や新しいつながりが生まれるなかで、伝統文化の継承など従来からのコミュニティ活動への参画や、防災面での共助意識など、これまでの関わりが希薄化していく懸念もあり、地域の実情に応じたきめ細かな支援が求められます。

第3節 今後のまちづくりの課題

これまでの計画である「第6次度会町総合計画」の評価・検証やアンケート調査結果より、第7次計画期間において踏まえるべき課題を整理しました。

課題1 未来を担う人づくり（子育て・教育・地域コミュニティ）

今後の課題

- 住民アンケートでは、これからのまちづくりの方向性として「子どもを産み育てやすいまち」の回答が多く、人口減少対策として必要な施策としても「地域における子育て支援」が多くなっており、まち全体で子育て支援を進めていくことが求められています。
- 保育士などの不足が大きな課題であり、保護者のニーズに応じた質の高い保育サービスを適切に提供できるよう、保育人材の確保と定着に注力する必要があります。また、町内保育施設の多様なあり方について検討を進めていく必要があります。
- 少子化および教育関連施設の経年劣化を見据え、小中一貫校および社会教育施設も含めた総合的な施設計画が重要です。
- 保育所・小学校・中学校の一貫した教育体制を今後も維持していくとともに、地域との協力・連携のもと、まちぐるみでの教育を進めていく必要があります。
- 集落内の土地を保全し、また福祉や防災などあらゆる面で行政活動を支えてくれるのは、区や自治会など地域コミュニティです。高齢化や区民の減少が進むなか、活動の維持に向け継続的に支援していくことが重要です。

課題2 最期まで自分らしく暮らすことのできる地域づくり（健康・福祉・人権）

今後の課題

- 住民アンケートでは、まちづくりに対する住民意識として高齢者福祉や障がい者福祉の充実が重要であると認識している方が多い一方で、人権尊重や男女共同参加が重要であると認識している方は少なくなっています。共生社会を実現するために、性別や出自などにとらわれない価値観を育むことが重要です。
- 要介護認定者などの増加や利用サービスの多様化により、介護費を中心に民生費は高まる一方です。団塊の世代が75歳以上になる目前、高齢者が元気なまま社会や地域とつながり、支え手としても活躍してもらえるよう、高齢者が元気なまちづくりを推進していく必要があります。
- 国民健康保険加入者の医療費は県内で最も低く、元気な高齢者が多く、健康長寿のまちという見方もできますが、医療機関の問題や通院にかかる交通課題も懸念されるため、状況の把握を進める必要があります。

課題3 安心して暮らすことのできる生活環境づくり（防災・生活基盤・自然環境）

今後の課題

- 住民アンケートでは、豊かで良質な水道の供給の満足度・重要度ともに非常に高いことから、まちの魅力として認識されていることがうかがえます。
- 持ち家率の高い本町では空き家の急増が懸念されており、物件の流通がなされない限り、今後ますます増加してきます。近親者のないものは、管理されないまま防災や治安、衛生上の問題に直結します。
- 本町での生活には車は必須であり、高齢になっても免許を返納できない状況にあります。安全運転に向けた誤発進防止装置の助成など、いつまでも安全に乗っていただくための支援と併行し、返納者や車を持たない世帯の方が通院や買い物に最低限困らないような交通施策を検討する必要があります。
- 本町の防災については、豪雨による冠水や土砂災害警戒区域など国土の脆弱性を抱えるものの、消防団や自主防災組織などを主体に防災意識は高まりつつあります。一方で、災害時の情報伝達手段の多様化は今後も継続した課題です。

課題4 活力とにぎわいのあるまちづくり（農業・商工業・観光）

今後の課題

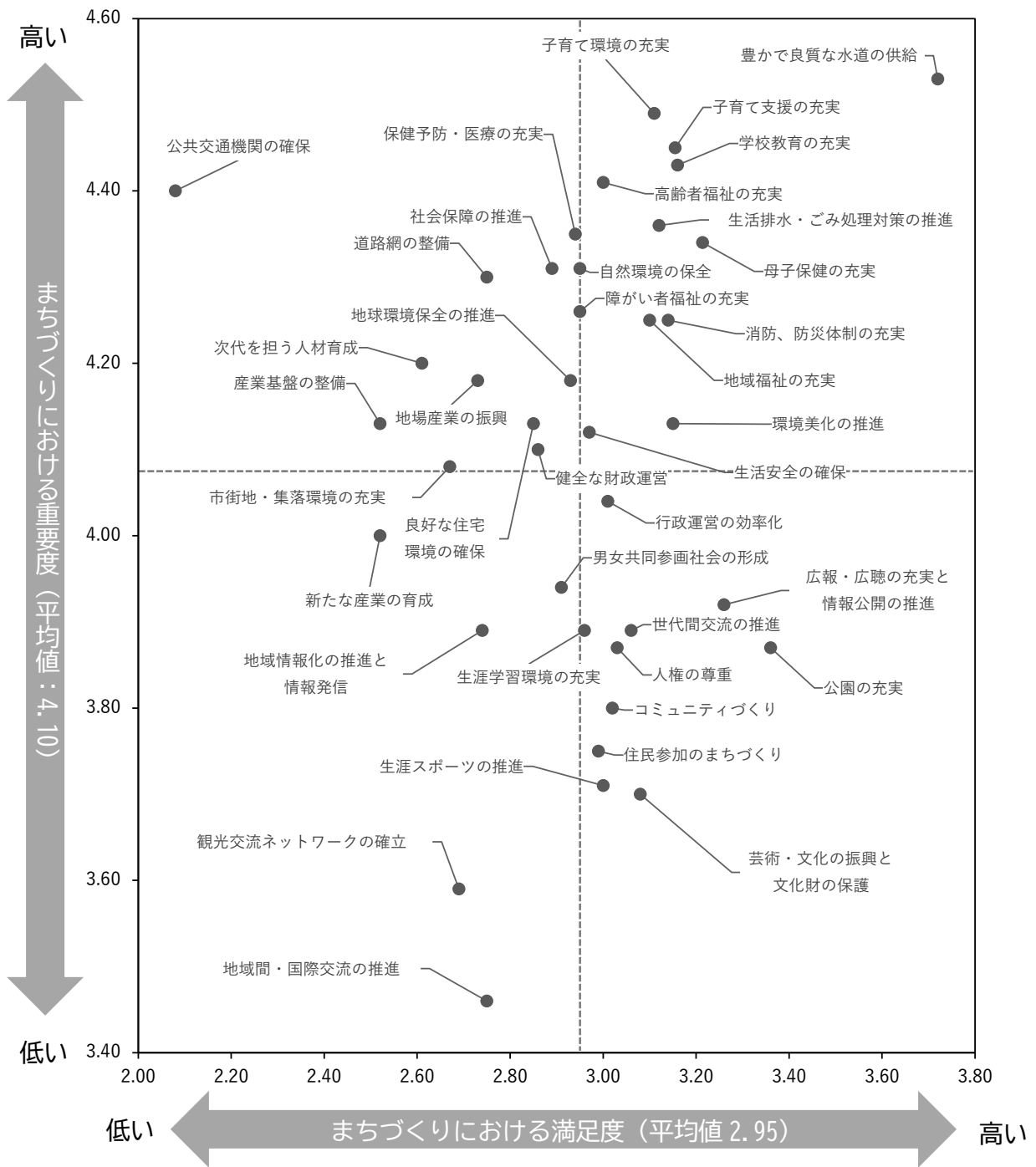
- 住民アンケートでは、産業基盤の整備や地場産業の振興が重要であるという意見がみられます。産業振興に必要なこととして企業や商業施設の誘致を求める声が多く、若い世代の働く場の確保策について引き続き課題となっています。
- 農地の荒廃防止策や奨励作物の推進、また農地の集約化など、各種施策を進めてはいますが、状況はあまり好転していません。基幹産業である茶業については、ブランド化による付加価値や独自の販路開拓を進める事業者もありますが、茶業を取り巻く状況は依然厳しいものとなっています。
- 工業団地などや利用可能な平地も少なく、交通の面でも条件不利地であるため、企業誘致の推進は難航しています。企業誘致に限らず、新たな産業への挑戦や生産性の高い産地づくりなどによる雇用の確保、また小規模であっても町内創業を支援する仕組みなど、幅広く取り組んでいく必要があります。
- 近隣市町のような目立った観光資源もなく、宿泊できる環境、宿泊施設もない本町では、宮リバー度会パークを拠点とした春まつりやサニー市などの単発事業と、夏の遊水プール鏡での集客がメインです。伊勢市から20分足らずの好立地と他所にない豊かな自然こそ、町一番の魅力であるため、それらを活かせるような工夫が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるなかで、充実したICT*環境があれば自宅でも勤務が可能であるということが確認され、都市部一極集中から地方へと人の流れがシフトしつつあります。本町においても、時代に対応した企業支援などに取り組んでいく必要があります。

課題5 健全な行財政運営の推進（行財政運営・広報・広聴・住民参画）

今後の課題

- 住民アンケートでは、今後の行政運営のあり方として、広域連携*の推進やスクラップアンドビルド*の実施、住民に対するまちづくりの情報提供が必要という意見が多くなっています。
- 住民参画促進に必要な取り組みとしても、積極的な情報公開を必要とする意見が多く、情報提供体制の強化が求められています。
- 行政改革や行政評価など、効率的かつ実効性のある行財政運営の実現に向けた取り組みを進めていますが、作業負担などの費用に対する効果が十分ではないため、負担軽減と実効性の確保の両面から仕組みづくりを進める必要があります。
- 健全な財政運営の実現に向けて、町内の公共施設の管理や統廃合、指定管理者制度*などの民間業者の活用などを検討する必要があります。
- 住民参画を進めていくにあたって、庁内での推進体制を確立したうえで、コミュニティのあり方などを具体化するための協議を進める必要があります。

★まちづくりに対する住民意識



まちづくりの強み	「子育て環境の充実」や「子育て支援の充実」、「学校教育の充実」などの子育て・教育に関する分野や、「豊かで良質な水道の供給」や「生活排水・ごみ処理対策の推進」など、環境衛生に関する分野において満足度と重要度が高くなっています。
まちづくりの課題	重要度が高いにもかかわらず満足度が低い項目として「公共交通機関の確保」や「道路網の整備」、「次代を担う人材育成」や「地場産業の振興」などが挙げられます。

第 2 章 基本構想

- 計画の基本的方針
- 基本目標
- 重点プロジェクト

第1節 計画の基本的方針

1 度会町がめざす将来像

めざす将来像

みらい わたらい わかち愛

～想いはぐくみ、幸せつなぐまち～

4つの村が合併して生まれた度会町は、緑鮮やかな山林と日本一の水質を誇る清流宮川に代表されるように、豊かな自然環境に囲まれた町です。また、古来より伊勢神宮とも関わりのあった、歴史的由緒のある土地でもあります。そして、この土地に住んでいた人々は、自然と歴史が同居するこの空間でお互いに支え合いながら生活してきたのであり、この支え合いの心は現在もなお、地域の強いつながりとして受け継がれています。

この人と人との確かなつながりは、本町の大きな魅力の一つです。しかし、人口減少や少子高齢化が進み、まちの持続性が問われるなか、10年後、20年後も同じように度会町で暮らす住民が手を取り、笑い合っで暮らすまちの実現には、これまでのつながりに加え、「私たちのまちはこうあってほしい」という未来への想いを一人一人が持ち、全住民が力を合わせてまちづくりに取り組む必要があります。

本町での暮らしは、決して利便性に富んでいるわけではありませんが、住民の皆さんによる共創のまちづくりが、将来、「このまちに住んで幸せ」と未来の住民に対して誇れること、そして次の世代へその幸せをつないでいくことをめざし、「みらい わたらい わかち愛 ～想いはぐくみ、幸せつなぐまち～」を本計画の将来像として定めます。

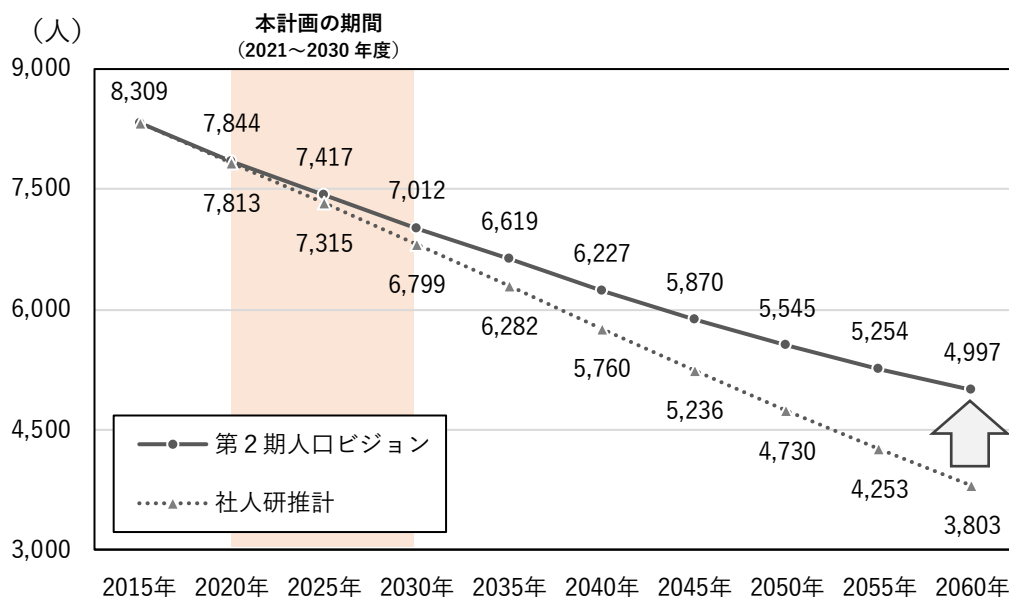
2 将来人口の見通し

国の研究機関である国立社会保障・人口問題研究所*（社人研）が公表した推計によると、度会町は人口減少傾向が今後も継続し、40年後の2060年には3,803人で、現在の半分以下の人口規模となることが予測されており、町政運営が著しく困難な状況になることが想定されます。

以上のような状況を回避するため、人口減少を抑制することを目的に本計画と同時に策定した「第2期度会町総合戦略」についても、取り組みを進めていきます。なお、「第2期度会町総合戦略」の目標人口を示す「第2期度会町人口ビジョン」においては、2060年時点で約5,000人を維持する推計を行っています。

本計画においても、第2期度会町人口ビジョンの推計値を計画期間中の目標人口として定め、第2期総合戦略と整合を図りながらまちづくりを進めていきます。

■本町の将来人口の見通し



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年3月）
度会町「第2期度会町人口ビジョン」（令和2年3月）

3 まちづくりにおいて大切にしたい視点

本計画に基づいてまちづくりに取り組むにあたっては、以下に掲げる視点を踏まえたうえで、住民・地域・行政の協力のもと推進していくこととします。

元気に輝く 人づくり

まちの魅力を活かし、すべての 住民が元気に輝けるまちをめざします

度会町は豊かな山林に囲まれ、清らかな河川が流れる豊かな自然が自慢です。決して都会のように利便性に富んでいるわけではありませんが、地域に見守られ、大自然のなかで元気にのびのび育つ子どもたちや、「お互いさま」と隣近所での助け合い、安心とやすらぎを感じながら生活できる環境など、小さなまちだからこそ世代を超えた交流ができ、顔の見える関係、つながりや支え合いの心が育まれています。

今後のまちづくりにおいても、「ひと」と「まち」そして「自然」の調和を大切にしたい、すべての住民が生涯を通じて自分らしく輝けるような“人づくり”を進めます。

選ばれる まちづくり

「ここに住みたい」と、 選ばれるまちをめざします

人口減少や少子高齢化が進行するなかで、本計画を通じた今後 10 年のまちづくりは、度会町にとって大きな正念場となる重要な期間です。この度の意識調査においても、人口減少が進むことに対して、まちの将来に不安を抱えている方が 8 割を超えており、今後のまちづくりにおいては、人口減少対策を優先的に進める必要があります。

新しい人やものの流れを生み出す施策の展開やそれらを受け入れる柔軟な環境整備、また住民主体の地域づくりなど、これまでとは違う新しい風を起こし、「ここに住みたい」「住み続けたい」と思ってもらえる選ばれるまちづくりを進めていきます。

最善最速の 行政運営

課題意識を常に持ち、 実効性のある行政運営を進めます

既存の資源を活用し、効率的な行政運営が求められる一方で、時には迅速な対応のため、大胆な決断を下す場合に直面することも想定されます。「スクラップアンドビルド*」や「選択と集中」といった言葉に示されるように、まちのさらなる発展のためには、既存の枠組みにとらわれない、新しい視野で政策を推進することも必要となります。

今後のまちづくりのなかでも、総合計画において掲げる将来像を実現するために、普段よりまちの現状と課題を認識し、解決のための検討を続けるとともに、政策の評価・検証を行うなど、より実効性のあるまちづくりを実現するための取り組みを進めていきます。

広域連携の 推進

近隣市町と力を合わせ、 豊かなわたりをめざします

住民生活や経済活動の範囲は行政区域を越えて広域化しており、本町においても消防や医療、環境衛生など従来からの取り組みに加え、子育てや産業、交通などさまざまな面で、町行政の枠を超えた広域連携*を進めているところです。

また、人口減少を背景とした財政運営の視点においても、本町だけで解決することが困難な業務がこれまで以上に増えてくることが想定されるなか、近隣市町との連携をより一層深め、それぞれが役割を担いながら共通する地域課題に取り組むことで、今まで以上に安心して暮らすことのできる、豊かなわたりをめざしていきます。

第2節 基本目標

1 第7次総合計画の基本目標

本計画の将来像である「みらい わたらい わかち愛 ～想いはぐくみ、幸せつなぐまち～」を実現するため、次に掲げる5つの基本目標を柱として、総合的・計画的にまちづくりを進めます。

1

人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくりの推進

- 地域の力も活用した、切れ目のない子育て支援の推進（子育て支援）
- 自ら学び、自ら考える、生きる力の育成（教育・生涯学習・スポーツ）
- 互いに支え合うことのできる地域づくり（地域コミュニティ）

地域との協力のもと、出産前後から子育て期までの切れ目のない子育て支援に取り組むとともに、主体的に学び、考える力を身につけることができる教育を進めていきます。

また、何歳になっても積極的にチャレンジし、自分自身の人生を楽しむことができるよう、生涯学習やスポーツ活動の機会の提供も進めていきます。さらに、多くの人の中で見守られて育ち、仲間とともにいきいきと日々を過ごせるよう、地域コミュニティの維持・活性化に努めます。

2

みんながいつまでも元気に暮らせる社会づくりの推進

- 誰もがいきいきと自分らしく暮らすことのできる地域づくり（健康・保健・医療）
- みんなで助け合い、支え合う地域づくり（地域福祉・社会保障）
- 多様な価値観を認め合う地域づくり（人権・男女共同）

一人一人が健康に対する意識を高め、普段より病気や寝たきりにならないよう意識啓発を進めていくとともに、多様化・複雑化する福祉ニーズを受け止めることのできる福祉支援体制の充実を推進します。

また、すべての住民がお互いの人格や人権を尊重しつつ支えあい、自らの個性や能力が十分に発揮できるよう、共生と平和のまちづくりにも取り組みます。

3

安心して暮らせる、安全と憩いの住環境づくりの推進

- みんなが安心して暮らせる環境の充実（危機管理・防災・防犯）
- 自然と利便性が調和した都市環境づくり（住環境・公園・道路・公共交通）
- 豊かな自然に囲まれた、快適な生活環境の維持（環境保全・再生可能エネルギー）

国土強靱化*の考えに基づいた、危機的状況に対応できるまちづくりを進めていくとともに、地域との協力による防災・防犯体制の強化に努めます。

また、誰にとっても利用しやすい交通ネットワークの整備の推進のほか、再生可能エネルギー*の活用促進などを通じた環境保全の取り組みの推進など、自然との調和のなかでの適切な生活基盤の整備を進めていきます。

4

地域の文化と産業を活かすにぎわいづくりの推進

- 地域産業の持続可能性の確保（農業・商工業・起業支援）
- ひとの流れを創出するための地域資源の活用（観光・歴史文化・移住定住）

持続可能な農林業生産の基盤づくりを進めつつ、特産物の開発や地産地消*の推進などによって地域の活力を高めるとともに、雇用確保なども進め、町内産業の振興に加え、広域的な企業活動や商業活動の活性化を図ります。

また、度会町が誇る歴史や文化を守り、かつ観光資源としても有効に活用し、伊勢志摩地域の観光交流ネットワークのなかにおける“わたらい”の発信を進めます。

5

まちづくりを円滑に進めるための体制づくりの推進

- 効率的で持続可能な行財政運営（行財政運営・組織改革・広報・広聴）

行財政改革、公共施設の適正管理、情報通信技術の活用、近隣自治体との連携、住民や事業者との協働などにより、組織や業務の効率化、サービスの向上などを図り、健全で安定した行財政運営に努めることで、各分野のまちづくりを総合的に推進し、将来にわたって、持続的に質の高い住民サービスを提供できるまちをめざします。

第3節 重点プロジェクト

重点プロジェクト1

未来へつなごう！子育てプロジェクト

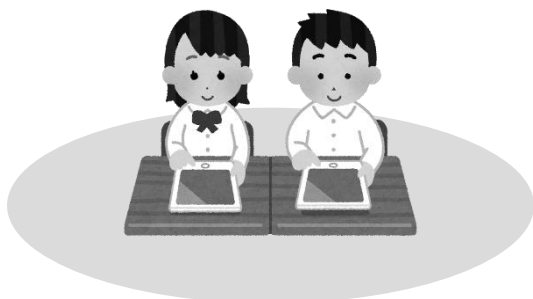
まちの持続性の鍵を握るのは、若い世代と子どもたちです。魅力的な保育・教育環境の整備や、子育てにかかる保護者の負担軽減の継続に加え、幼少期からの“人づくり”を進めることで、「子育てするなら度会町」という声が広がるような取り組みを通して、若い世代の移住定住につなげていきます。

幼少期からの 英語スタートアップ事業



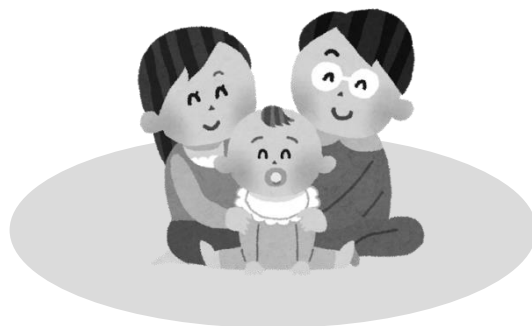
保育所での英語レッスンを本格的に導入し、早い段階から英語や国際文化に直接触れる機会をつくることで、子どもたちの興味や関心、コミュニケーション力を高め、就学後の主体的な学びへとつなげていきます。

GIGAスクール構想を活用した 新しい教育活動の推進



「GIGAスクール構想」により整備した小中学生への1人1台端末や電子黒板などICT環境を教育活動に積極的に取り入れることで、子どもの創造性を育み、未来への可能性をひろげます。

子育て世帯の スマイルサポート事業



安心して子育てができる環境づくりを推進するため、保育所・小中学校給食費の半額助成や高校生への修学支援など、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

小中一貫ビジョンの検討



少子化および教育関連施設の経年劣化を見据え、子どもたちの安全・安心な学習環境を確保するため、小中一貫教育の導入を視野に入れた学校整備ビジョンの検討を始めます。

「人生 100 年時代」、長い人生をよりいきいきと活躍し続けられるまちの実現のため、就労や生涯学習の機会を提供し、高齢者の能力を活かした社会参画を促進します。また、糖尿病をはじめとする重症化予防対策や、生活のなかで取り組める健康づくりの普及啓発を進めます。

お助け隊から シルバー人材センターへの移行



現在実施している“お助け隊事業”の普及・拡大を図るとともに、その事業効果を検証しながら、シルバー人材センターへの段階的移行を進めます。

ニーズに応じた 生涯学習講座の開設



高齢者に限らず、幅広い世代の住民の皆さんが、趣味や時間、目的に応じて自由に学習機会を選択し、楽しく学ぶことができるようニーズに応じた生涯学習講座の開設を図ります。

糖尿病を減らそう！ 健康アップ事業



県内でも高い割合で推移している糖尿病に注目し、生活習慣に関する広報活動や特定健診の受診勧奨、また関係機関と連携した個別訪問指導など、早期発見と重症化予防対策を進めます。

まちなかウォーキングで 暮らしにプラス



まちなかウォーキングを通して、毎日の暮らしに楽しみと健康をプラスする取り組みを促します。子どもから高齢者まで、“つい歩きたくなる”ような、あらためて地域の魅力の再発見につながるような仕組みづくりを進めます。

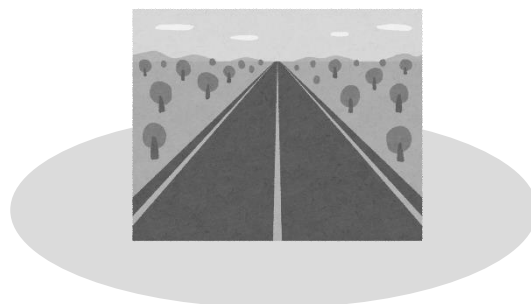
美しい自然と歴史・風土に囲まれたわが町で、住民の皆さんの安全で安心な暮らしを守り、まちの持続性を維持することは、何より優先すべきことです。自然災害をはじめとする脅威に対し、強くしなやかな生活・交通・情報基盤の整備を進めるとともに、生活に寄り添った地域公共交通の確保に取り組みます。

新公共交通実証事業による 交通弱者支援



これまで運行してきた町営バスの課題や高齢者への実態調査の分析を踏まえながら、新たな交通網構築に向けた実証事業を行います。また、町内の公共交通を維持しつつ、利便性を高めるため、既存の路線バスについても料金やルート、運行時刻などを一部見直します。

災害に強い道路整備の促進



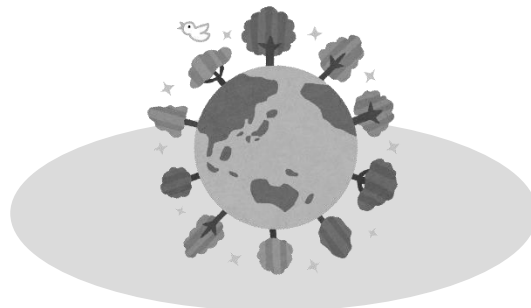
町内を縦横断する主要県道は、V字地形の本町にとって“命の道”ともいえる道路網です。冠水対策や土砂災害への対策、また代替路の確保など災害に強い道路整備に向け、三重県などとの連携を促進します。

安全で安定した水の供給のための 計画的な施設更新



人口減少が進むなか、将来も安定した水道を供給するため、水需要や料金収入、施設の見通しなど将来の事業環境を十分に考慮した、水道施設の更新事業を計画的に進めます。

脱炭素社会実現に向けた 持続可能な社会づくり



SDGs（持続可能な開発目標）や、2050年までのCO₂排出量の実質ゼロという国をあげての姿勢に本町も賛同し、省エネルギー活動への取り組み促進や自然エネルギーの活用など、環境と経済、社会の統合的向上により持続可能な社会の構築をめざします。

人口減少が進み、まちの持続性が問われるなかで、まちににぎわいをもたらす、新しい人やものの流れを生み出すことが重要です。新たな特産物の開発による地域産業の振興や、町の玄関口でもある宮リバー度会パーク周辺開発による誘客促進、またこれまでの移住定住促進事業の加速化などを総合的に進めることで、選ばれるまちづくりを進めます。

宮リバー度会パーク 周遊プランの実施



整備から 25 年が経過した宮リバー度会パークは、町内外問わず多くの人に親しまれる自慢の公園です。周辺地域も宅地化が進むなか、集落から公園への道路環境や公園駐車場の再整備を行うことで、交通安全対策に配慮した周遊ルートを整備します。

移住・定住促進事業の加速化



新たな移住者の確保と在住者の転出抑制を目的に実施している住宅取得支援制度のステップアップを図るとともに、移住者との交流を通して、移住者同士、また地域のなかでの新しいつながりを育めるようサポートします。

農地×空き家バンクのすすめ



町内の空き家は今後も増加傾向にあるなか、市場へ流通させ、移住促進につなげていきたいところ、農地付き空き家バンクの導入により、移住促進と併せた新規就農者の確保による本町らしい制度構築を進めます。

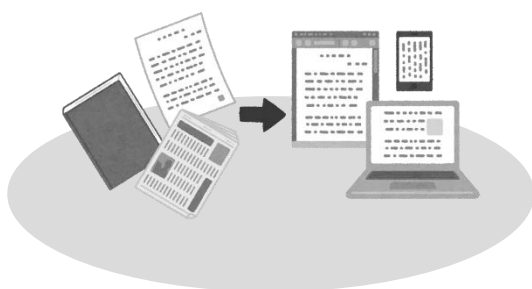
薬用作物の産地化推進



試験栽培を進めている薬用作物について、町の環境にあった作物の選定や栽培方法の確立、安定的な販売先の確保など、栽培から商品化、そして町の新たな特産物となるよう開拓に取り組みます。

人口減少が進むなか、健全な財政運営を維持していくためには、民間力の活用やICT*の導入などによって業務の効率化を高め、行政サービスの質を維持しながらも組織のコンパクト化を進める必要があります。また、住民の皆さんがまちづくりを自分ごととして捉え、参画できるような環境づくりに努めます。

行政手続きのデジタル化推進



ICTの新たな活用によるペーパーレス化やキャッシュレス化など、行政手続きの手段や機会の拡充を図ることで、住民の皆さんがそれぞれの状況に応じた手続きのかたちを柔軟に選択してもらえるような環境を整えます。

行政改革によるコンパクトな組織体制への移行



業務量調査に基づく事務の効率化や、民間活力の導入、また職員の資質向上などにより、行政改革を総合的に進めることで、将来を見据えたコンパクトな組織体制へ移行できるよう人事管理の適正化に努めます。

分散ワーク、テレワークなど 新たな働き方の導入



行政手続きのデジタル化に伴い、分散ワークやテレワークなど場所に縛られない柔軟かつ弾力的な働き方の導入を進めることで、生産性を高められる新しい行政職員の育成につなげます。

オープンデータ導入による 共創のまちづくり



「人口統計」や「公共施設の場所」など、町が持つさまざまな公共データを、住民の皆さんや学校、企業、団体など誰もが有効に活用できる環境を整えることで、新たな価値の創出や課題解決などまちづくりに関わる人の輪を広げます。

第3章 基本計画

- 基本目標1 人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくりの推進
- 基本目標2 みんながいつまでも元気に暮らせる社会づくりの推進
- 基本目標3 安心して暮らせる、安全と憩いの住環境づくりの推進
- 基本目標4 地域の文化と産業を活かすにぎわいづくりの推進
- 基本目標5 まちづくりを円滑に進めるための体制づくりの推進

施策体系

将来像	基本目標		基本施策
〽 想いはぐくみ、幸せつなぐまち〽 みらい わたらしい わかち愛	① 人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくりの推進	1-1	母子保健の充実
		1-2	子育て支援の充実
		1-3	学校教育の充実
		1-4	子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり
		1-5	生涯学習・生涯スポーツの充実
		1-6	住民主体の地域づくり・まちづくりの推進
	② みんながいつまでも元気に暮らせる社会づくりの推進	2-1	保健予防・医療の充実
		2-2	高齢者福祉の充実
		2-3	障がい者福祉の充実
		2-4	地域福祉の充実
		2-5	社会保障の推進
		2-6	人権尊重社会の推進
		2-7	男女共同参画の推進
	③ 安心して暮らせる、安全と憩いの住環境づくりの推進	3-1	危機管理体制の強化
		3-2	生活安全の確保
		3-3	土地利用の推進と住環境の整備
		3-4	道路網の整備
		3-5	公共交通機関の確保
		3-6	自然環境の保全
		3-7	快適な生活環境づくり
	④ 地域の文化と産業を活かすにぎわいづくりの推進	4-1	地場産業の振興
4-2		農林業の基盤整備	
4-3		次代を担う人材育成と起業支援	
4-4		芸術・文化活動の振興と文化財の保護	
4-5		地域資源を活かした人の流れの創出	
4-6		移住・定住の促進	
⑤ まちづくりを円滑に進めるための体制づくりの推進	5-1	効率的な行政運営の推進	
	5-2	健全な財政運営の推進	
	5-3	質の高い行政サービスの提供	
	5-4	広報・広聴の充実	

主な取り組み

①保健対策と健康づくりの推進 ②小児医療の充実 ③発達支援体制の充実

①サービス提供体制の強化 ②地域ぐるみでの子育て支援の推進 ③配慮を要する方への支援体制の構築

①教育の質の向上 ②地域と連携した教育の実施 ③教育環境の整備 ④ICTを活用した教育の展開

①子どもの学校外での学びの推進 ②子どもが安心して生活できる環境づくり ③青少年の健全育成

①生涯学習に携わる機会の提供 ②スポーツ活動の推進 ③活動のための環境整備

①まちづくりに対する意識高揚の促進 ②住民主体の活動に対する支援の実施 ③活動しやすい環境づくりの推進

①主体的な健康づくりの促進 ②健やかな心身を保つ取り組みの推進 ③地域における医療体制の強化

①包括的に支援する体制の強化 ②高齢者の健康増進に向けた取り組みの強化 ③認知症の方を支える取り組みの推進

①理解促進と合理的配慮の浸透 ②社会参画の促進 ③生活を支える支援体制の強化

①福祉意識の高揚とネットワーク構築 ②自立した生活のための支援の実施 ③権利擁護の推進

①公的医療保険事業の安定運営 ②国民年金制度の啓発

①人権意識の高揚 ②連携を通じた支援体制の強化 ③人権尊重教育の推進

①男女共同参画意識の啓発 ②多様な性が認められ、活躍できる地域・社会づくり ③性別を問わず働きやすい環境づくり

①地域と連携した防災対策の強化 ②消防・救急体制の充実 ③危機的状況に対応する体制の強化

①防犯体制の強化 ②交通安全対策の充実 ③安全な地域環境の整備

①秩序ある土地利用の推進 ②集落環境の整備 ③良好な住宅環境の確保

①生活道路の整備 ②広域幹線道路の整備促進 ③安全で快適な道路空間の形成

①バスの利便性向上 ②地域の実情に応じた交通施策の展開

①環境保全の意識啓発の推進 ②環境保全活動の推進 ③環境低負荷型社会の構築

①生活排水・ごみ処理対策の推進 ②豊かで良質な水道の供給

①地場産業の振興 ②中小企業の振興 ③農商工連携による地域産業の振興

①農地・農林の適正管理 ②治山対策の推進 ③農林業生産基盤の整備

①地域産業を担う人材・組織の育成 ②新規参入と起業活動への支援

①芸術・文化活動の促進 ②芸術・文化にふれる機会の提供 ③文化財の保護・継承・活用

①まちの魅力を活かした、人の流れの創出 ②交流促進のための地域拠点の活用 ③推進体制の確立

①UJIターン促進に向けた取り組みの推進 ②移住・定住のための居住の場の確保 ③出会いの支援を通じた定住促進

①業務効率化の推進 ②適切な組織構築と人事管理 ③危機管理体制の整備

①歳入の確保 ②歳出の見直し ③計画的な財政運営の推進

①質の高い行政サービスの提供 ②多様な人材の確保・育成と組織の活性化 ③行政経営品質の向上

①広報活動の充実 ②広聴活動の充実 ③職員の広報・広聴力の向上

基本目標1 人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくりの推進



1-1 母子保健の充実

めざすべき10年後のまちの姿を記載しています。

みらいのわたらいの姿

まち全体が一丸となり、
切れ目のない支援体制を強化させることによって、
親子を支えることのできるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

全国的な動向や本町のこれまでの取り組みに加え、「みらいのわたらいの姿」を踏まえ、今後取り組むべき課題について記載しています。

急速に進行する昨今において、子育てしやすい環境づくりを通じた出生率の向上は、現代における喫緊の課題となっています。本町では、親の子育てに対する不安を和らげるため、子育て支援センター事業による妊娠期からの切れ目のない母子支援をはじめ、離乳食教室や幼児と小学校の親子対象の料理教室の開催による幼児期からの健全な食生活のための食生活指導、妊婦歯科健診や乳幼児健診を通じた虫歯予防の取り組みや、任意接種の助成などを通じた予防に努めています。今後も引き続き、行政によるきめ細かなサポートと地域の見守りを通じて、子育てしやすいまちづくりを推進していくことが必要となっています。

○本町には小児科医院がなく、休日夜間応急診療所も休日以外には小児科診療がない状況のため、子どもを持つ保護者が安心して子育てできる環境整備が求められます。

○本町では、関係機関との連携による継続的な子どもの発育・発達の観察を行っています。気になる児童については、CLMチェックによる個別計画の立案・評価を実施していますが、対象児の抽出・実施方法についての検討が求められます。

▶今後の方向性

妊娠期から途切れることのない支援提供のため、各拠点事業を一体的に進めていき、支援体制の維持継続・強化を図ることで、子どもを安心して生き健やかに育てる環境づくりに取り組んでいきます。

各取り組みの進め方や目的など、今後の方向性について記載しています。

施策について主となって取り組む課を記載しています。

【主担当課：保健こども課】



取り組みに関連するSDGsをアイコンで示しています。

▶主な取り組み

(1) 保健対策と健康づくりの推進

- 妊娠期から途切れない支援を提供できるよう、子育て世代包括支援センター事業を推進します。
- 母子との関係構築を図るため、各教室の開催については対象者のニーズを考慮し、参加しやすい時期や内容の見直しを図ることで、参加者の拡大に取り組みます。
- 母子の健康づくりを目的として、周知・啓発などの広報の充実や助成事業を通じた健診受診率や予防接種率の向上、食生活改善協議会活動との協働や、保育所や小中学校との連携を通じた食育の推進に取り組みます。

(2) 小児医療の充実

- 近隣市町を含めた地域医療機関や地区医師会と連携を図ることで、小児救急医療努めます。
- 救急医療体制に関する情報提供に努め、救急医療の適切な利用を促進します。

(3) 発達支援体制の充実

- 児童発達支援センター「伊勢市おおぞら児童園」など関係機関との連携を強化することによりネットワークの充実を図り、発育・発達支援につなげます。
- 保育士の資質向上のため、発達支援研修会の参加を促進します。

基本的な方向を踏まえ、「みらいのわたらいの姿」を実現するために、必要な取り組みの内容を記載しています。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
合計特殊出生率	-	1.46	1.50	1.54	1.59	1.63	1.67
15-49歳女性の出生率の合計							

施策の成果を評価するための指標を掲載しています。

▶関連する個別計画

- 度会町子ども・子育て支援事業計画

施策に関連する本町の主な個別計画を記載しています。

基本目標 1

人生を輝かせ、未来を担うことのできる
人づくりの推進



1-1 母子保健の充実

みらいのわたらいの姿

まち全体が一丸となり、
切れ目のない支援体制を強化させることによって、
親子を支えることのできるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 少子化が急速に進行する昨今において、子育てしやすい環境づくりを通じた出生率の向上は、現代日本における喫緊の課題となっています。本町では、親の子育てに対する不安を和らげるため、子育て世代包括支援センター*事業による妊娠期からの切れ目のない母子支援をはじめ、離乳食教室や年中・年長児と小学校の親子対象の料理教室の開催による幼児期からの健全な食生活のための食育の推進、妊婦歯科健診や乳幼児健診を通じた虫歯予防の取り組みや、任意接種の助成などを通じた感染症の予防に努めています。今後も引き続き、行政によるきめ細かなサポートと地域の見守りを通じて、子育てしやすいまちづくりを推進していくことが必要となっています。
- 本町には小児科医院がなく、休日夜間応急診療所も休日以外は小児科診療がない状況のため、子どもを持つ保護者が安心して子育てできる環境整備が求められます。
- 本町では、関係機関との連携による継続的な子どもの発育・発達の観察を行っています。気になる児童については、CLMチェック*による個別計画の立案・評価を実施していますが、対象児の抽出・実施方法についての検討が求められます。

▶今後の方向性

妊娠期から途切れることのない支援提供のため、各拠点事業を一体的に進めていき、支援体制の維持継続・強化を図ることで、子どもを安心して生み健やかに育てる環境づくりに取り組みます。



▶主な取り組み

(1) 保健対策と健康づくりの推進

- 妊娠期から途切れない支援を提供できるよう、子育て世代包括支援センター事業を推進します。
- 母子との関係構築を図るため、各教室の開催については対象者のニーズを考慮し、参加しやすい時期や内容の見直しを図ることで、参加者の拡大に取り組みます。
- 母子の健康づくりを目的として、周知・啓発などの広報の充実や助成事業を通じた健診受診率や予防接種率の向上、食生活改善協議会活動との協働や、保育所や小中学校との連携を通じた食育の推進に取り組みます。

(2) 小児医療の充実

- 近隣市町を含めた地域医療機関や地区医師会と連携を図ることで、小児救急医療体制の維持に努めます。
- 救急医療体制に関する情報提供に努め、救急医療の適切な利用を促進します。

(3) 発達支援体制の充実

- 児童発達支援センター「伊勢市おおぞら児童園」など関係機関との連携を強化することによりネットワークの充実を図り、発育・発達支援につなげます。
- 保育士の資質向上のため、発達支援研修会の参加を促進します。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
合計特殊出生率*	-	1.46	1.50	1.54	1.59	1.63	1.67
15-49歳女性の出生率の合計							

▶関連する個別計画

- 度会町子ども・子育て支援事業計画



1-2 子育て支援の充実

みらいのわたらいの姿

不安なく子育てできる環境を整えていくことで、
子育てに喜びを感じられるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 経済情勢の変化や価値観の多様化などにより、性別を問わず働くことが当然となった現在において、子育てと就労を両立するため、保育所の利用や各種子育て支援サービスの活用は不可欠となっています。現在町内には保育所が3か所あり、保育士の増員を図るなどの取り組みを通じて待機児童ゼロを実現しています。現在の保育環境を維持するため、今後は保育に携わる人材を確保していくことが課題となっています。
- 本町では子育て支援センターにおいて、広場を開放し子育ての仲間づくりを目的とした遊びの教室実施や、乳幼児の相談支援を行っています。地域のつながりの希薄化による保護者同士の交流の減少や、共働きによる親子のふれあいの減少が進行するなかで、今後は、子育て支援センターなどの地域拠点において、子育ての仲間づくりや親子の交流を促し、子育てボランティアや祖父母など多世代による楽しんで子育てができる環境の充実を図ることが重要となります。
- 地域のつながりの希薄化や核家族化の進行を背景として、子どもを預けたり、育て方を教えてもらうことが難しいという背景から、子育てに対してストレスを抱えてしまう問題が発生しています。本町では、児童虐待の早期発見や対応、未然防止のため、定期的に要保護児童等対策地域協議会を開催していますが、今後は未然防止と保護者のケアを推進するため、国の動向も踏まえ、総合的に支援できる拠点を整備していくことが必要となります。



▲子育て支援センターの風景

▶今後の方向性

保護者の多様な働き方のニーズに対応した保育サービスの提供や、保育所、地域交流センター等での支援体制の強化を図ることで、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、支援できる体制を整え、仕事と子育ての両立を推進します。



▶**主な取り組み**

(1) サービス提供体制の強化

- 保育所の適切な運営に取り組むとともに、保育人材の育成と確保に努めます。
- 保護者の就労形態に応じた延長保育や乳幼児保育、病児保育の充実に努めます。
- 児童指導員の育成研修の参加を促進し、指導の質の向上を図ります。また、放課後児童クラブの利用対象学年の拡大など体制整備に努めます。
- 児童数の増減に鑑み、必要とされる保育サービスの提供に見合った職員配置の適正化や保育所の認定こども園*化に向けた調査研究を進めるなど、地域の保育需要に応じた保育サービスの提供体制を整えます。

(2) 地域ぐるみでの子育て支援の推進

- 地域ぐるみで子どもの育成支援体制を構築するとともに、子育て支援の拠点として、地域子育て支援センターの充実に努めます。
- 母子の孤立を防ぐため、子育て支援センターでの各事業において子育ての仲間づくりができるよう推進します。
- 子育てに関する相談において、継続的な支援が必要な母子に関しては、面談や訪問などで継続的な関わりを行うなど支援していきます。

(3) 配慮を要する方への支援体制の構築

- 児童虐待の未然防止と早期対応をより強力に推進するため、本町で育つすべての子どもとその家庭や妊産婦などに対する支援体制の構築を図ります。
- 配慮を要する親子が安心して暮らせるよう、児童扶養手当などひとり親家庭への支援制度について広報活動を通じて周知を図るなど、生活の安定と自立支援に努めます。

▶**まちづくりの指標**

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
子育て支援センター利用者割合	%	65	65	65	67	67	68
保育サービス未利用者に占める実人数の割合							

▶**関連する個別計画**

- 度会町子ども・子育て支援事業計画



1-3 学校教育の充実

みらいのわたらいの姿

学校施設やICT環境などを充実させ、質の高い
教育環境を整備し、未来をつくる力を
育むことができるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 少子化や経済のグローバル化、情報化などにより社会が大きく変化するなか、教育を取り巻く環境も大きく変化しています。また、新しい時代を生きる子どもたちには、学ぶ意欲や学力の向上だけでなく、規範意識や自己肯定感を高めることが必要とされています。子どもたちが新しい時代を切り拓く力を育むことができるよう、「生きる力」の基礎を培う教育が求められます。
- 本町は、まちの教育の総合的な施策の大綱を示す「度会町教育大綱」、町長および教育委員会で構成する「総合教育会議*」の協議により、教育行政に関する住民の皆さんの意向を反映させながら、町の教育行政を推進しています。これまで、小中学校における少人数指導やALT*の配置をはじめ、学力調査結果を踏まえての小中学校の学力向上のための協議、情報共有を行ってきました。また、地域の特産物の収穫体験や生産者との対話を通じて、町への興味・関心や、食に対する考え方の姿勢を育み、幅広い世代との関わりで子ども自身の思いやりや気づきにつながるよう、地域の世代間交流に取り組んでいます。今後は、地域人材の育成・確保などについて取り組みが必要になります。
- Society5.0*時代を生きる子どもたちのため、ICT*を活用した教育の質の向上や、最新技術を活かすことのできる人材の育成などを進めていくことが重要となっています。本町においても、国のGIGAスクール構想*に基づき、ICT教育の基盤整備を行うとともに、積極的な学習での活用を推進することで、子どもの学びの質をさらに向上させていくことが求められます。
- 昭和50年代に建設された本町の小中学校校舎は老朽化が進み、安全・安心な学習環境の確保のためには計画的な施設整備が求められます。また、少子化による児童生徒の減少も予想され、限られた予算を子どもたちのために有効に活用するため、将来を見据え、現在の小中学校のあり方についても検討を進める必要があります。

▶今後の方向性

地域や学校、家庭が連携し、教育内容の充実を図ることで、子どもが自ら考え、行動できる能力を身につけられるよう、基礎的・基本的な学力、主体的な判断・行動力を育むことができる環境づくりに取り組みます。



▶主な取り組み

(1) 教育の質の向上

- 基礎学力の定着と発達段階に応じた学びの保障のための体制整備に取り組みます。
- 学力調査結果の課題検証など、学力向上に向けた取り組みを継続して行います。
- 教職員がさまざまな教育課題に対応できる能力を身につけるため、研修体制の充実を図ります。

(2) 地域と連携した教育の実施

- 地域との連携のもと、学習機会の提供や部活動の地域クラブ化など、学校における活動の活性化や次代を見据えた内容の改定に取り組みます。
- 子どもたちが地域の自然や歴史、伝統文化などの学びを深めるため、地域の人材との協働・連携に努めます。

(3) 教育環境の整備

- 学校施設の老朽化による安全対策や、年間を通じて学習に集中できる環境の整備などを推進し、安全・安心な環境づくりに取り組みます。
- 将来の児童数減少を見据え、小中一貫校舎も視野に入れた学校施設のあり方を検討します。
- 魅力的な読書環境の構築を図るなど、子どもたちの読書意欲の向上に取り組みます。

(4) ICTを活用した教育の展開

- 教育の質を向上させるため、小中学校へのICT環境の導入を進めていきます。
- 最新の情報通信技術を活用した教育に対応できる人材の確保を進めます。
- 遠隔での授業実施やプログラミング教育*の導入など、ICT環境を十分に活用した教育を展開します。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
学習習慣に関する意識調査結果	%	69.9	72	75	80	85	90
平日の自主学習を1時間以上と回答した割合 《上段：小6、下段：中3》		53	60	70	80	90	100

▶関連する個別計画

- 度会町教育大綱



1-4

子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり

みらいのわたらいの姿

子どもの健やかな発達を促すため、子どもの目線に立った
安全安心の環境が整えられたまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 世帯構造や保護者の就労状況の多様化、SNS*を介したつながり方の変化などを背景として、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。昨今は、いじめの発生や家庭内での虐待、経済状況や生活習慣に起因する学力の低下など、さまざまな問題が注目されているなかで、子どもの健やかな発達を促すために、社会全体が一丸となって子どもを守る環境を構築していく必要があります。
- 子どもの健全育成のためには、学校外における多様な体験・活動を通じた学びが不可欠です。本町では地域学習や体験教室など地域における学びの場づくりを推進しています。子どもが多様な活動を通じて、さまざまな人と関わり豊かな人間関係を築いていけるよう、今後も継続して機会づくりを推進していく必要があります。
- 青少年の非行防止や安全の確保には、家庭・地域・学校の連携による地域に根ざした活動が必要です。本町では、住民との協働により、広報紙「しどう」の発行や防犯パトロールの実施登下校時の見守りや声かけを行っています。今後も引き続き、地域との連携のもと、子どもを危険から守る環境を維持していくことが求められます。

▶今後の方向性

地域に根ざした心豊かでたくましい子どもを育てるため、さまざまな体験を通じた学習・交流の場と機会を充実します。また、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、家庭・地域・学校との連携を強化し、安全で安心できる教育環境の充実を図ります。



▶主な取り組み

(1) 子どもの学校外での学びの推進

- 子どもの健全育成のために、住民の皆さんや関係機関と連携し、学校外におけるさまざまな学習や体験の機会を拡充します。
- 地域との連携のもと、さまざまな世代との交流や体験学習の機会を進めるとともに、学習習慣を身につけるための支援についても検討します。

(2) 子どもが安心して生活できる環境づくり

- 子どもの安全確保のため、通学環境を整備します。
- 教育活動を安全で快適に行うことができるよう、学校施設などのユニバーサルデザイン*化を含めた総合的な施設計画を協議・推進します。

(3) 青少年の健全育成

- 家庭や地域、関係機関と連携し、青少年の安全確保と健全育成を図ります。
- 自然や文化、社会活動などの体験を通じて、子どもの豊かな感性を育む取り組みを推進します。
- さまざまな環境下にある子どもに対応した支援体制の充実を図ります。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
児童・生徒と地域の交流状況	%	70	75	80	80	80	80
地域行事への参加率 《上段：小学生、下段：中学生》		71.3	75	80	80	80	80

▶関連する個別計画

○度会町教育大綱

○度会町子ども・子育て支援事業計画



1-5 生涯学習・生涯スポーツの充実

みらいのわたらいの姿

生涯を通じて自らを高めるとともに、日々の暮らしやまちづくりにその成果を活かすことのできる環境が充実したまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 「人生100年時代」の到来が言われるなかで、学びやスポーツなどの目的や形態が一層個別化・広域化してきています。また、住民それぞれの価値観やニーズの多様化によって、学びの方法や質、量の違いが生じています。一人一人が最期まで元気に自分らしく人生を楽しみ、日常生活や社会のあらゆる場面で活躍できるよう、生涯学習やスポーツに携わる機会を提供していくことが求められます。
- 本町ではさまざまな内容の生涯学習講座などを開設していますが、参加者の大半が中高年であり、若年層の参加比率が低調となっています。また、自主的なサークル活動への移行が一定程度進んでいるところですが、今後も、新たな講師や指導者の育成、リーダーの掘り起こしなども含め、幅広い年齢層が主体的に参加できるよう、講座内容の充実が必要です。
- 目標に向かって努力する子どもや、健康づくりに取り組む高齢者など、すべての世代の住民の皆さんがさまざまな形でスポーツに関わり、楽しめる環境づくりが求められます。スポーツ施設の定期的な点検・整備など安全面も考慮しながら、活動の場として今後もスポーツ振興を図る必要があります。また、高齢者や障がいのある人なども気軽に参加できる環境づくりやメニューの検討も求められます。
- 生涯学習やスポーツの拠点となる社会教育・社会体育施設は老朽化が進んでおり、安定した基盤となる環境の整備が求められます。また、本町で公立図書館の役割を担う図書室は、蔵書数が十分とは言えず、生涯にわたる自主的な学習を支える「知の拠点」として、読書環境を整備していくことが必要です。

▶今後の方向性

住民の皆さんが興味・関心のある分野で活動や仲間づくりができ、生涯を通じて楽しみながら学び続け、そこで得た知識や能力をさまざまな場面で活かせられるよう取り組むとともに、スポーツ活動を通じて、青少年の健全育成や心身の健康保持増進に取り組みます。



▶主な取り組み

(1) 生涯学習に携わる機会の提供

- 住民の皆さんの学びに対するニーズを踏まえ、生涯学習環境のあり方を検討し、計画的な生涯学習の機会の提供につなげます。
- 新たな視点による、幅広い世代が参加しやすい学習の機会の創出を図ります。
- 自主的に活動するグループの支援に取り組みます。

(2) スポーツ活動の推進

- 生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、各種大会の参加機会の拡充などにより、住民の皆さんのスポーツ活動の機会を提供します。
- スポーツを通じた青少年の健全育成のため、町内の関係団体の活動を支援するとともに、指導者の育成支援に努めます。
- イベントや大会の情報提供について、SNS*をはじめ多様な媒体を活用するなど、幅広い年齢層に向けての発信方法を検討します。
- オリンピックやパラリンピック、国体などの流れに合わせ、障がいの有無に関わらず、すべての人がスポーツに親しむ環境づくりに取り組みます。

(3) 活動のための環境整備

- 関連施設などの老朽化対策を行い、活動環境の整備に取り組みます。
- 魅力的な読書環境の充実を図り、幅広い世代の読書習慣の定着を推進します。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
自主グループ新規開講数	件	1	1	1	1	1	1
自主的に活動するグループの新規開講数							
スポーツ会員人数	人	252	260	260	260	260	260
スポーツクラブ会員への登録者数							

▶関連する個別計画

- わたらい子ども読書活動推進計画



1-6

住民主体の地域づくり・まちづくりの推進

みらいのわたらいの姿

まちづくりについて話し合う場が身近にあり、
一人一人が課題解決に向けて考え、まちへの想いを活かす
ことのできる、自立したまちづくりをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 地方分権が進み、地域のことは自らの責任と判断により、地域の実情に応じてまちづくりを進めていくことが大切です。そのようななか、住民参画によるまちづくりはますます重要になります。町政全般における参画の機会を増やすとともに、住民の皆さんの意見を町政運営に反映できる仕組みづくりが必要であることから、相互理解や意見交換を行うなど、まちづくりのアイデアを住民の皆さんとともに実現できる環境整備が求められます。
- まちづくりにおいては、地域住民同士が助け合う意識の醸成が大切です。本町では地域において区・自治会組織のもと、地域の環境整備や伝統行事のほか、自主防災などや福祉活動、ボランティア活動などにも取り組んでいます。しかし、人口減少や少子高齢化によるコミュニティ内でのつながりの希薄化や、コミュニティ活動の運営維持および人材確保などの課題から、活動の活性化や連携の強化、住民意識の向上などに取り組むことが求められます。

▶今後の方向性

住民の皆さんがまちづくりに参加しやすい環境づくりや、適切な情報公開・発信を推進していくとともに、さまざまな住民組織が活発に活動できる取り組みを進めることで、それぞれの持てる力を発揮し、役割と責任を担う住民主体のまちづくりを進めます。



▶主な取り組み

(1) まちづくりに対する意識高揚の促進

- 住民の皆さんと行政において適切な役割分担と連携を図るなど、まちづくりの推進に取り組みます。
- 一人一人が地域社会の一員であることを意識し、地域を良くしていくために自らができることを考え行動できるよう、行政から啓発するなど意識の高揚に努めるとともに、コミュニティ活動への参加促進に取り組みます。

(2) 住民主体の活動に対する支援の実施

- コミュニティ組織の活動に対する情報提供や支援をすることで、自主的な活動の促進に取り組みます。
- NPO・ボランティアなどの活動において、多様な組織活動が展開されるとともに、組織間での連携が促進されるための支援に取り組みます。

(3) 活動しやすい環境づくりの推進

- 住民活動の場となる施設などが、より利用しやすくなるよう整備・充実を図ります。
- 地区のコミュニティ施設について、自主的な管理ができるよう促していきます。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
各地区への補助金交付件数	件	51	52	53	54	55	56
環境施設整備補助金などの件数							

▶関連する個別計画

○なし

基本目標2

みんながいつまでも元気に暮らせる
社会づくりの推進



2-1 保健予防・医療の充実

みらいのわたらいの姿

誰もが健康づくりに主体的に取り組むことで、
みんなが心身ともに健やかなまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 本町の健康増進については、「度会町健康増進計画」に基づいて総合的かつ計画的に取り組みを進めており、主体的な健康づくりの促進を目的として健康教育や栄養教室の実施、食生活改善推進員の養成などに取り組んできました。本町では、生活習慣病に起因する疾患が多くなっているため、主体的な健康づくりの意識を地域に浸透させるとともに、医療機関との連携による重症化予防対策も進めていくことが必要となっています。
- 健康増進を目的として各種健診を実施しているほか、精神保健対策として、地域で活動するボランティアへのメンタルパートナー*養成を実施しています。今後も引き続き、受診率の向上や地域における精神保健のサポート体制の強化を進め、身体・精神ともに健康な状態を保つことのできる環境づくりを進めていくことが重要です。
- 本町は医療資源が乏しく、既存の診療所で対応が難しい場合は、伊勢市をはじめとした近隣市町との連携によって対応している状況です。人口減少と高齢化が進行し、将来的に医療ニーズが増大することが予想されるなか、町内の地域医療体制を充実あるいは維持させることは喫緊の課題となっています。
- 令和2年1月より発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景として、感染症予防に対するニーズが高まっています。緊急時においても迅速に対応できるよう、有事の際の支援体制の構築に加え、日頃から衛生資材の備蓄や情報提供などに取り組む必要があります。

▶今後の方向性

健康であることが人生を豊かにするという考え方のもと、まずは一人一人が主体的に健康づくりに取り組む意識を持って生活できるよう取り組みを進めていきます。加えて、相談窓口や地域を通じた支援、地域で医療を提供できる体制構築を通じて日々の暮らしをサポートし、最期まで元気に暮らすことのできるまちの実現をめざします。



▶主な取り組み

(1) 主体的な健康づくりの促進

- 健康に関する知識の周知・啓発に取り組むとともに、まちの特性に合わせながら、健康づくりに対する意識の向上を図り、住民の皆さんの主体的な健康づくりにつなげます。
- 食を通じた健康増進を目的として、栄養に関する教室の開催や食育・健康づくりを支援できる人材の確保に努めます。

(2) 健やかな心身を保つ取り組みの推進

- 特定健康診査やがん検診などの受診しやすい環境づくりにより、受診率の向上を図り、疾病の予防や早期発見につなげるとともに、生活習慣の改善に向けた、健康相談や保健指導の充実を図ります。
- こころの問題に関する相談窓口の周知を進めるとともに、講座の開催やリーフレットなどの配布を通じてこころの病や自殺対策について理解を深め、地域で「気づき」「つなげる」ことのできる人材の育成を進めます。
- 生涯を通じたお口の健康づくりを推進するため、保育所等でのフッ化物洗口や歯周病検診の充実を図ります。
- 感染症による被害を最小限に食い止めるため、拡大防止と早期対応のための体制を整えます。

(3) 地域における医療体制の強化

- 医師会や近隣市町との連携のもと、地域医療体制の持続可能性の確保に努めます。
- 救急医療体制や休日夜間の医療体制などに関する情報提供に努め、救急医療の適切な利用を促進します。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
メタボリックシンドローム*該当者・予備軍の割合	%	17.9	17.7	17.5	17.3	17.1	16.9
特定健診受診者に占める、メタボリックシンドローム該当者および予備軍の割合 《上段：該当者、下段：予備軍》		10.2	10.0	9.8	9.6	9.4	9.2

▶関連する個別計画

- 度会町健康増進計画
- 度会町自殺対策計画
- 度会町国民健康保険データヘルス計画
- 度会町国民健康保険特定健康診査等実施計画



2-2 高齢者福祉の充実

みらいのわたらいの姿

高齢になっても健康に暮らすことのできる環境を整え、
誰もが最期まで自分らしくいきいきと
暮らすことのできるまちをめざします。

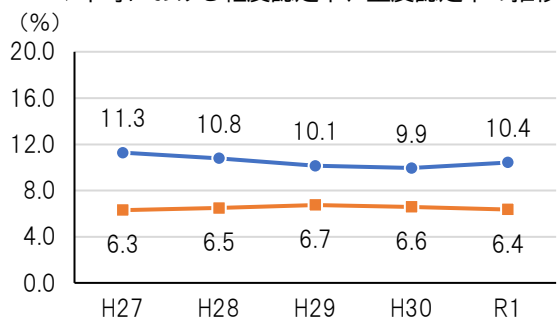
▶みらいの実現に向けた課題

○高齢者福祉の分野は、地域包括ケアシステム*を構築することを目的とした計画である「度会町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」に基づき推進しています。地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の整備や伊勢志摩圏域での連携による在宅医療・介護連携の取り組みなどを進めてきました。人口減少などを背景に介護保険事業の運営が困難になりつつあるなかで、地域との連携や近隣市町との協力などを通じて、効率的な事業運営を進めていくことが重要となっています。

○介護予防として町内各地区での介護予防体操の実施に取り組んでいるほか、生きがいつくりと健康増進を目的として「茶き茶きポイント」事業に取り組んでいます。2025年を境として後期高齢者が急増し、認定を受ける方も増加することが予想されますが、認定を受けても可能な限り自分らしく元気に生活できるよう、重度化防止のための取り組みをさらに進めていくことが求められます。

○認知症対策については、地区でのさまざまな集いの場における認知症に関する講話の開催や認知症ケアパス*の配布、認知症初期集中支援チームの設置などに取り組んでいます。令和元年度に国の方針として新たに「認知症対策推進大綱」が策定され、「共生と予防」の重要性がうたわれるなか、本町においても、地域と連携した早期発見・早期対応の体制を引き続き強化していくとともに、共生に向けた周知啓発を行っていくことが求められます。

▼本町における軽度認定率、重度認定率の推移



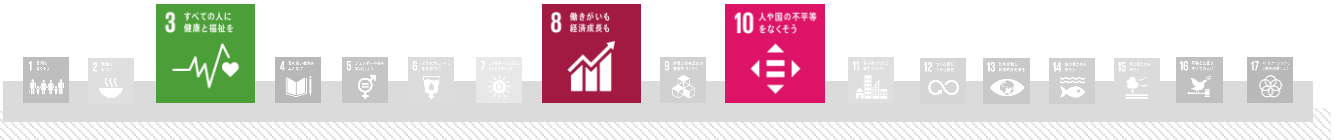
● 軽度認定率(要支援1～要介護2)

■ 重度認定率(要介護3以上)

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

▶今後の方向性

いつまでも健康に楽しく暮らし続けられるよう、介護予防や生きがいつくりなど、高齢者の健康増進を主眼に置いた高齢者福祉を展開するとともに、介護が必要になっても、住み慣れた場所で安心してサービスを利用することができるよう、地域包括支援センターを中心とした支援体制強化と認知症対策の推進に取り組めます。



▶**主な取り組み**

(1) 包括的に支援する体制の強化

- 地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の周知とさらなる充実に取り組みます。
- 「伊勢地区在宅医療・介護連携支援センターつながり」との連携のもと、在宅医療・介護関係者への情報共有や相談支援、地域課題の抽出や対応策の検討を進めます。
- 地域課題の抽出や対応策の検討を目的として、定期的に地域ケア会議を開催します。

(2) 高齢者の健康増進に向けた取り組みの強化

- 介護予防体操の実施や健康ポイントの付与など、健康増進と連携した介護予防を推進します。
- 地域での健康づくり・介護予防の促進を目的として、カフェや多様な集いの場の開催支援や介護予防サポーターの養成などに取り組みます。
- 生きがいづくりを目的として、社会福祉協議会が実施する「お助け隊」の充実や、そこから発展した「シルバー人材センター」の設立など、高齢者に就労の機会を提供できるように取り組みます。

(3) 認知症の方を支える取り組みの推進

- 講座や勉強会の開催、広報やリーフレットなどの配布による周知啓発を通じて、認知症に関する理解の促進を図ります。また、地域での啓発や早期発見を促進するため、認知症サポーターの養成を進めます。
- 医療機関との連携強化や認知症ケアパスの配布などを通じて、早期発見・早期対応の体制強化を図ります。

▶**まちづくりの指標**

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
重度要介護認定率	%	6.4	6.4	6.3	6.3	6.2	6.2
要介護3以上認定者数の第1号被保険者数に占める割合							

▶**関連する個別計画**

- 度会町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画
- 度会町健康増進計画



2-3 障がい者福祉の充実

みらいのわたらいの姿

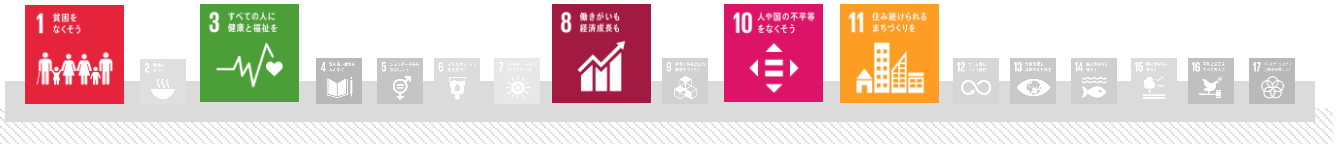
一人一人の個性を尊重することで、障がいの有無に関わらず誰もが活躍できるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 平成28年度に障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取り扱いの禁止が義務づけられたほか、行政機関では合理的配慮*の提供も必要となりました。本町では、障がい者福祉の基本的方針となる「度会町障がい者基本計画」に基づいて各種取り組みを進めていますが、今後も引き続き、合理的配慮の考え方を全町的に浸透させながら障がい者福祉を展開していくことが重要となっています。
- 障害者文化芸術推進法の施行や障害者活躍推進計画策定の義務化など、障がいのある人の社会参画を推進する取り組みが全国的に進められています。本町においては、三重県が設置する障害者就業・生活支援センターやハローワークなどとの連携による福祉的就労の促進や、障がいのある人が参加できるイベントの周知などに取り組んでいますが、今後も引き続き、障がいのある人の社会参画の機会提供に関する取り組みを進めていくことが求められます。
- 障がいのある人の尊厳を守り、自立した生活を実現するため、地域生活への移行に向けた取り組みの推進が国より求められているなかで、本町でも、「度会町障がい福祉計画」「度会町障がい児福祉計画」に基づいて地域生活移行に向けたサービス提供体制の整備などを進めてきました。近年は福祉に携わる人材の不足が大きな課題となっており、サービス提供体制の持続可能性を確保するために、専門的人材の確保と育成に取り組むことが必要となっています。

▶今後の方向性

合理的配慮の理念を地域に浸透させるとともに、相談支援やサービス提供などの体制の強化を図ることで、地域との協力のもと、障がいのある人でも安心して生活できる基盤をつくれます。そして、就労などによる社会参画を促進し、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現をめざします。



▶主な取り組み

(1) 理解促進と合理的配慮の浸透

- 障がいを理由とする差別のない社会を構築するため、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方の普及啓発に取り組みます。
- 地域における交流機会の提供や関係団体などと連携した普及啓発活動により、障がいに対する理解促進を図ります。
- 行政内部における合理的配慮の周知と理解促進に取り組みます。

(2) 社会参画の促進

- 障害者就業・生活支援センターやハローワークなどと連携し、障がい者の就労や職場への定着を支援します。
- 本町や近隣市町、県や事業者が実施するイベントなどについて、社会参画の促進を図るため、情報提供や参加支援などを実施します。

(3) 生活を支える支援体制の強化

- 障がいのある人やその家族からの相談にきめ細かく対応できるよう、関係機関や団体、支援に協力する地域の方々との総合的な相談支援のネットワークを構築し、相談支援事業の充実を図るとともに、相談支援事業者と連携して、障がい福祉サービスの適切な提供に取り組みます。
- 障がいのある人の地域生活を支えることのできるサービスを提供する事業所の確保に努めます。また、専門的人材の確保や育成にも取り組み、受け皿の確保を進めていきます。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
相談支援事業実施件数	件	652	692	712	732	752	772
障がいのある人を対象とした相談支援事業の延べ実施件数							

▶関連する個別計画

- 度会町障がい者基本計画
- 度会町障がい福祉計画
- 度会町障がい児福祉計画
- 度会町障害者活躍推進計画



2-4 地域福祉の充実

みらいのわたらいの姿

昔ながらの地域のつながりと支え合いが受け継がれ、
誰ひとり取り残されることのないまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 高齢化の進行や就労環境の変化、価値観やライフスタイルの多様化などを背景として、さまざまな福祉的課題が顕在化しています。直近では「2025年問題*」に伴う福祉ニーズと社会保障費用の増大が懸念されており、複雑多様化する福祉課題に対応できる体制を、福祉や保健医療に加え、地域が一体となって構築していくことが重要となっています。
- 本町の地域福祉は、行政による「度会町地域福祉計画」と社会福祉協議会による「度会町地域福祉活動計画」の両輪で推進しています。本町は小規模なまちであるがゆえに人と人とのつながりが強いことが特徴となっていますが、今後高齢化が進むとともにコミュニティの希薄化が懸念されます。
- 最近では、新型コロナウイルス感染症の影響により外出控えや集まった活動が制限されるなかで、地域活動の停滞が懸念されます。見守り活動や訪問の停滞による要配慮者の孤立など、これまで地域活動で補っていた課題が顕在化することが考えられるため、十分な感染症対策をしたうえでの地域活動の促進が必要となります。
- 世帯構造や経済情勢の変化などにより福祉課題が複雑多様化するなかで、複合的な福祉課題を抱えて身動きが取れない人や、適切な支援を受けられずにいる人が顕在化していることが社会的な問題となっています。本町においても、支援を必要とする人を孤立させず、適切な支援を提供できる体制を強化していくことが重要となっています。

▶今後の方向性

高齢化の進行や社会情勢の変化によって複雑多様化する福祉課題に対応するため、社会福祉協議会との連携のもと、分野横断的な支援体制を構築するとともに、福祉に対する関心の醸成と福祉に携わる人材の確保に取り組みます。また、経済的に困窮している人や判断能力に不安のある人の支援も進め、誰ひとり取り残さないまちづくりを進めます。



▶主な取り組み

(1) 福祉意識の高揚とネットワーク構築

- 行政の各福祉分野で、横断的な連携を深めながら地域や関係機関・関係団体と情報共有を図り、地域の見守りネットワーク構築の支援を行うことにより、地域共生社会*の実現をめざします。
- 社会福祉協議会との連携のもと、広報活動や福祉イベント、福祉教育、ボランティア体験など、さまざまな機会をとらえて住民の福祉意識の高揚に努めます。
- ボランティア養成講座や福祉講演会の開催などを通じて地域福祉を推進する担い手意識を高めるなど、地域において核となる人材の育成を、社会福祉協議会との連携を通じて取り組みます。

(2) 自立した生活のための支援の実施

- 生活に困窮する人のさまざまな問題に対応するため、民生・児童委員、社会福祉協議会などの連携を図り、迅速な対応に努めます。
- 各種社会保障制度の活用に関する相談・指導の充実に努めます。

(3) 権利擁護の推進

- 社会福祉協議会や民生・児童委員、地域包括支援センターなどの関係機関が連携し、判断能力が不十分な方々が安心して暮らせるよう、相談体制の充実に努めるとともに、権利擁護事業、成年後見制度*の周知啓発に努め、利用を促進します。
- 成年後見制度に関する広報や相談、利用促進などの機能を担う中核機関の設置に向けて検討を進めていきます。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
世代間交流イベント参加人数	人	235	240	240	250	250	260
町内で実施される該当イベントの参加人数							

▶関連する個別計画

- 度会町地域福祉計画
- 度会町地域福祉活動計画（社会福祉協議会）



2-5 社会保障の推進

みらいのわたらいの姿

社会保障制度の充実によって、住民誰もが、生涯にわたって健康で自立した生活が送れるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 国民健康保険は、わが国の医療保険制度の中核として重要な役割を果たしていますが、高齢者の増加、医療技術の高度化、疾病構造の変化などを背景に、医療費が年々増加していることなどから、国民健康保険事業運営は厳しい状況にあります。この課題解消のため、平成30年度から三重県が財政運営の責任主体としての役割を担うなか、さらなる医療費の適正化に取り組み、健全な財政運営を図る必要があります。
- 高齢化社会に伴う後期高齢者医療制度の医療費増加に加え、団塊の世代が後期高齢者に移行する被保険者数の動勢を踏まえた財政運営の安定化が求められています。
- 国民年金制度は、老後の生活を支えるものとして大きな役割を果たしてきましたが、地域経済の低迷による雇用や生活への不安、年金問題に対する不信心などから、国民年金保険料の未納など公的年金離れが進んでいます。制度を維持し、年金受給権を失わないためにも、関係機関と連携を密にしながら適用の促進、国民年金保険料に対する学生納付特例制度や低所得者の免除制度の周知、未納者対策を着実に推進する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症によって経済情勢は大きく変化しており、失業者や低所得者、生活保護被保護世帯の増加が懸念されます。失業者や低所得者などの生活基盤の安定化を図るため、適正な保護の実施と自立に向けた支援がこれまで以上に必要です。

▶今後の方向性

すべての住民がいかなる時でも安心して自分らしく暮らすことができるよう、社会保障制度と健康増進を一体的に推進していきます。また、将来の人口構造や社会情勢なども踏まえながら、適正な事業運営を進めていきます。



▶主な取り組み

(1) 公的医療保険事業の安定運営

- 自らのライフステージに応じた疾患予防や健康管理への意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、さまざまなデータや先進のテクノロジーを活用しながら、さらなる特定健診の受診率の向上に努めます。
- 県広域化によるメリットを活かした適正な国民健康保険事業をめざし、受診しやすい環境づくりに努めるとともに、保健指導の強化、保健事業と介護事業の一体的実施、保険料収納率の向上により、健全な国保財政の運営につなげます。
- 三重県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療費の適正化や徴収対策の強化などを施し、安定した後期高齢者医療制度の運営に努めます。

(2) 国民年金制度の啓発

- 経常施策の徹底に加え、新たな制度改正などへの的確な対応、将来的な無年金者・低年金者の発生を防止するための取り組みなどにより、老後も安心して暮らせるまちづくりをめざします。
- 地域経済の低迷による生活への不安や年金制度の不信感などから、国民年金保険料の未払いによる公的年金離れが進まぬよう、日本年金機構など関係機関との連携・協力により、制度の普及啓発を図ります。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
特定健診受診率	%	確定前	52.0	56.0	60.0	60.0	60.0
特定健康診査等の実施に関する結果報告 (法定報告)の数値							

▶関連する個別計画

- 度会町国民健康保険データヘルス計画
- 度会町国民健康保険特定健康診査等実施計画



2-6 人権尊重社会の推進

みらいのわたらいの姿

一人一人がさまざまな価値観について知るとともに、
相談しやすい環境を整えることで、
多様性を尊重できるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する偏見や差別に加え、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別、外国人に対する差別などのさまざまな差別が存在し、インターネットやヘイトスピーチ*などの方法でも差別行動が顕在化しています。一人一人がさまざまな人権問題を自分の問題として捉え、問題解決のため自ら判断し行動できるように促し、それを可能にする社会的な環境や条件の整備が重要です。
- 本町では、平成13年度に施行した「人権が尊重される度会町をつくる条例」に基づき、人権意識の高揚や人権問題への対応に取り組んできました。講演会の開催や広報紙への啓発記事の掲載のほか、人権擁護委員との連携による相談対応なども実施しています。今後も引き続き人権問題に関する周知啓発を進めていくとともに、関係機関との連携を通じた対応体制のさらなる強化を図ります。
- 少子高齢化や情報のグローバル化、また新型コロナウイルス感染症の流行による「新しい生活様式」などにより社会情勢は変化し続けています。これらの影響により多様化・複雑化する人権問題に対応するため、「人権施策基本方針」の策定に取り組めます。

▶今後の方向性

すべての住民が価値観の多様性を認められるように、積極的な情報発信や理解促進事業、幼少期からの人権教育を実施します。また、人権に関わる問題に適切に対応できるよう、地域や関係機関と連携した支援体制を構築します。



▶**主な取り組み**

(1) 人権意識の高揚

- 同和問題をはじめとした人権に関連した問題などに対して理解を深めるために、正しい理解と認識を持つための情報提供や啓発活動を推進していきます。
- 人権・同和問題に関する講演会や学習会を開催し、人権意識の高揚および啓発に努めます。関連する資料を整備するとともに、学校教育および関係団体、企業と連携を深め、指導者の養成にも努めます。

(2) 連携を通じた支援体制の強化

- 人権擁護委員などの地域で活動している方々や、三重県人権センターなどの関係機関との連携のもと、より専門性の高い機関の紹介を含め、相談体制の充実に努めます。

(3) 人権尊重教育の推進

- 小学校から中学校までの一貫したカリキュラムのなかで、各学年に応じた人権尊重教育を推進します。
- さまざまな人権教育の場を活用し、住民の人権認識を深めることで、あらゆる人権の尊重と共生社会の構築に向けた理解を促進します。

▶**まちづくりの指標**

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
啓発事業の参加人数	人	130	150	170	180	190	200
講演会等の参加人数							

▶**関連する個別計画**

なし



2-7 男女共同参画の推進

みらいのわたらいの姿

性のあり方に関わらず、すべての住民が地域や社会のなかで自分らしく活躍できるまちをめざします。

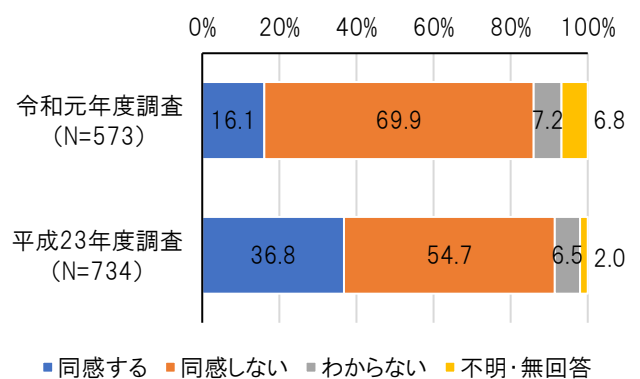
▶みらいの実現に向けた課題

○本町ではこれまで、男女共同参画の総合的な指針である「度会町男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みを進めてきました。アンケート調査結果などより、性別による社会的役割に対する考え方が変化してきていることがわかりますが、今後も引き続き、性別にとらわれない社会参画を推進するための取り組みを進めていくことが必要となっています。

○女性の社会参画を促進するため、啓発パンフレットの配布やセミナー案内の通知などを通じて、住民の皆さんへの意識啓発に取り組んできました。また、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」との連携のもと、男女共同参画に関する情報提供なども進めてきました。LGBTQ+*など多様な性のあり方が社会的に注目されているなかで、本町においてもあらゆる方々の社会参画を促進するため、参画のための仕組みづくりや既存の制度の見直しなどを進めていく必要があります。

○男女がともに働くための環境づくりとして、働き方に関するチラシの配布や育児・介護休業制度の普及啓発を進めてきました。また、働く女性の活動支援として、起業を希望する方への情報提供も行ってきました。今後も引き続き情報提供を進めていくとともに、男性の育児参加など、家庭のレベルから女性が働きやすい環境づくりに向けた取り組みを進めていくことが重要です。

▼「男は仕事、女は家庭」という考え方をどう思うか



出典：度会町のまちづくりに関するアンケート調査 結果報告書

▶今後の方向性

今後も引き続き、「度会町男女共同参画基本計画」に基づき、総合的に男女共同参画の取り組みを推進していくとともに、フレンテみえやハローワークなど、関係機関との連携のもと、住民の皆さんや事業所に対する啓発・情報提供を進めていきます。また、性の多様性に配慮しつつ、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを進めていきます。



▶主な取り組み

(1) 男女共同参画意識の啓発

- 「度会町男女共同参画基本計画」に基づき、庁内各課や関係機関・団体との連携のもと、住民の意識啓発や情報提供に向けた体制の充実を図ります。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」との連携のもと、さまざまな機会を通じて男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

(2) 多様な性が認められ、活躍できる地域・社会づくり

- まちづくりのさまざまな場面において女性の意見が反映されるよう、行政における女性の登用や各種審議会などにおける女性の参画の促進を図ります。
- 関係部署や関係機関などと連携し、女性グループの活動支援を行うとともに、リーダー養成のための研修機会の充実や女性のチャレンジ支援、能力開発支援に取り組みます。
- 性的マイノリティ*にも配慮した行政サービスを提供するため、事務事業の見直しを行い、必要に応じて改善策について検討していきます。

(3) 性別を問わず働きやすい環境づくり

- ハローワークなどとの連携のもと、雇用における男女平等の確保と職場での女性差別解消について、事業所などへの働きかけを行います。
- 子育て支援をはじめ、育児・介護休業制度の普及や男性の育児参加の促進など、ワーク・ライフ・バランス*が確立できる環境づくりを進めていきます。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
女性の審議員参画率	%	22.6	22.6	23.7	23.7	24.9	24.9
町が開催する各種審議会・委員会における女性の構成割合							

▶関連する個別計画

- 度会町男女共同参画基本計画

基本目標3
安心して暮らせる、
安全と憩いの住環境づくりの推進



3-1 危機管理体制の強化

みらいのわたらいの姿

一人一人が自助・共助の意識を持ち、
地域や関係団体との連携のもと、誰もが安心して暮らせる
安全なまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 近年、全国で台風や局地的な集中豪雨、大規模な地震が発生しており、地域の協働による災害対策の強化が求められています。本町では、地域の自主防災組織や防災リーダー、ボランティアの育成、各地区の避難場所の確保など、災害時に円滑な救助活動を行うための体制づくりに取り組んでいます。毎年9月には総合防災訓練を実施していますが、災害は身近なものという危機感を住民の皆さんが持ち、防災意識の向上を図るための啓発が求められます。
- 本町の消防体制については、常備消防は伊勢市、玉城町および度会町からなる広域消防体制であり、町内に伊勢市消防署度会出張所が配置されています。自主防災会議での講演会や、消防団員への各種訓練の実施など、個々の知識・能力の向上を図るとともに、組織力の強化に取り組み、救急体制の強化を図っています。
- 地方自治体においては大規模広域な災害に対する即応力の強化などが求められ、防災に関するマニュアルの整備や情報発信に努めるとともに、関係自治体との連携、体制強化を図ることが必要です。

▶今後の方向性

地震や台風などの自然災害をはじめ、大規模な事故・事件、新たな感染症や武力攻撃事態などの危機事象が多様化するなか、被害を軽減し住民の皆さんの生命・身体・財産を守るために、消防・救急体制や防犯体制を含め、総合的な危機管理体制の強化に向けた取り組みを進めます。



▶**主な取り組み**

(1) 地域と連携した防災体制の強化

- 災害発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう、「地域防災計画」に基づいた体制の整備を進めます。
- 防災マップの活用促進などにより、危険箇所の周知徹底に取り組みます。
- 災害時の情報伝達手段として防災行政無線の保守管理に努めます。
- 町域・県域を越えた広域的な相互応援体制の充実や、事業所や関係団体との災害時における食料・物品の供給に関する協定締結など、連携体制の強化を図ります。

(2) 消防・救急体制の充実

- 火災発生に対応するため、伊勢市消防本部と消防団および自主防災組織の連携のもと、消防体制の強化・充実を図ります。
- 消防設備の点検・整備を着実に進めるなど、消防体制の強化に努めます。
- 消防団員の救急活動能力の向上、また住民の皆さんへの救急救命法の普及啓発を図ることで、救急体制の強化に努めます。

(3) 危機的状況に対応する体制の強化

- 有事における住民の皆さんの生命および財産を守るため、「国民保護計画・避難実施要領」に基づき、避難誘導、救護救援などの対策を確立します。
- 危機事象に対する職員の意識啓発に努め、危機事象に際して住民の皆さんや関係機関との連携を密にし、危機管理体制の充実を図ります。

▶**まちづくりの指標**

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
地区が自主的に実施した訓練回数	回	16	20	24	28	32	37
町内の自主防災組織が自主的に実施した防災訓練の年間回数							

▶**関連する個別計画**

- 度会町国土強靱化地域計画
- 度会町国民保護計画
- 度会町地域防災計画
- 度会町国民保護避難実施要領



3-2 生活安全の確保

みらいのわたらいの姿

誰もが交通ルールを守り、防犯に対する意識を持つことで、事故や犯罪が起こりにくい、安心して暮らせるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 近年では、高齢者が関わる交通事故が増加しており、高齢者を含む一人一人が交通安全意識を持つことが大切です。度会町交通安全協会などと連携して交通安全啓発活動を実施し、また、通学路を中心に危険箇所の把握などに努め、必要な場合は工事を行うなど対応していますが、今後も継続して取り組んでいくことが求められます。
- 全国的に凶悪犯罪や子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪、特殊詐欺*やサイバー犯罪などの被害が深刻化し、日常生活における安全確保が課題となっています。警察など関係機関がチラシを作成・配布することで、住民の皆さんの防犯意識の高揚を図っていますが、今後も引き続き、注意喚起を通じて一人一人の自主的防犯活動を促していくことで、住民・行政・関係団体の連携・協力体制を保ち、安全なまちを維持していくことが重要です。
- 最近では、高齢者を狙った悪質商法や還付金詐欺などのトラブルが発生しています。また、若者の契約に関する消費者トラブル相談も発生しており、幅広い世代に対して消費者トラブルに関する情報の共有や対応策などの情報発信が必要です。県消費生活センターと連携し、相談に対して迅速に取り組むものの、インターネットなどの普及により対応が手遅れになる場合もあるため、当事者意識を高めることが求められます。

▶今後の方向性

住民の皆さん一人一人が犯罪や消費者トラブルに対する知識を身につけ、交通安全意識の向上を図るとともに、地域住民や関係機関との連携を強化し、地域防犯体制の充実や環境整備を行うことで、安全に暮らすことができるまちをめざします。



▶主な取り組み

(1) 防犯体制の強化

- 防犯チラシや広報紙などの配布による広報活動を通じて、住民の皆さんの防犯意識の高揚を図ります。
- 犯罪や不審者などに関する情報を、正確かつ速やかに情報提供できる体制を整備します。
- 複雑多様化する消費者問題に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、消費者被害の救済に努めます。
- 消費者被害防止のため、リーフレットの作成や配布など消費生活に関する情報提供や、各年齢層に応じた消費者教育を行うことで、消費者としての意識を高める取り組みをします。

(2) 交通安全対策の充実

- 度会町交通安全協会などとの連携による、交通安全キャンペーンや広報活動による交通ルールやマナーの遵守に向けた啓発を行います。
- 各保育所幼児交通安全クラブ、小学校交通安全の会などによる交通安全教室や、高齢者への交通安全教育の充実に向けて、関係機関と連携し指導体制を強化します。
- 交通事故が多発する危険箇所の歩道やガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設や通学路の整備を進め、交通安全プログラムに基づき通学路の安全確保を図っていきます。

(3) 安全な地域環境の整備

- 夜間における安全な環境の創出として、犯罪抑止力を高めるため防犯施設の整備に努めます。
- 防犯委員、度会町生活安全推進協議会、駐在所連絡協議会などと連携し、パトロール活動をはじめとした地域防犯活動の強化に取り組みます。
- 犯罪被害などに対する相談窓口の充実に向け、関係機関が開催する会議や研修への参加など、関係機関と連携した取り組みを進めます。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
刑法犯認知件数	件	13	10	7	4	1	0
町内での刑法犯年間認知件数							
交通事故発生件数	件	118	100	80	60	30	0
町内での年間交通事故（人身・物損）発生件数							

▶関連する個別計画

○なし



3-3

土地利用の推進と住環境の整備

みらいのわたらいの姿

集落環境が整備され、利便性が高く、誰もが安全で
快適な居住環境のなかで暮らすことのできる
まちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 人口減少が進むなかで、いかにして定住人口を増やしていくかが課題となっている昨今において、安全で快適な住環境を町内に構築することが求められますが、そのためには、生活に必要となるインフラ*の適切な整備、良好な住宅・宅地の供給、心安らぐ自然環境の保全など、さまざまな要素に考慮しながら土地利用の取り組みを進めていくことが重要となります。本町は、町域の8割以上を森林が占めており、保水や水源かん養*機能を有する貴重な資源となっています。今後も、美しく豊かな自然環境を守っていくために、住民の皆さんとの協議のもと、適切な土地利用を進めていかなければなりません。
- また、市街地・集落における秩序ある土地利用を継続していくことも求められますが、誰にとっても暮らしやすい住環境を整えていくため、インフラや公共施設などの適切な維持管理を継続するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザイン*の考え方を取り入れた施設整備・改修を進めていくことも求められます。
- 本町では、昭和56年5月31日以前に建築（着工を含む）された木造住宅の耐震化支援や道路などの基盤整備、住居を必要とする方への町営住宅の提供などを進めてきました。今後も引き続き安心して暮らすことのできる住環境の提供に向けた支援を行っていくとともに、増加傾向にある空き家の発生抑制や利活用について取り組みを進めていく必要があります。

▶今後の方向性

地域住民が主体となった集落環境整備の取り組みを進めていきます。また、町営住宅の計画的な建替えや改修、建築物の耐震化や秩序ある土地利用の推進を図っていき、誰もが安心して快適に住み続けられる住環境づくりに取り組みます。



▶**主な取り組み**

(1) 秩序ある土地利用の推進

- 秩序ある土地利用を進めるため、住民参加のもとで、土地利用関連計画の見直しなどの検討を進めるとともに、道路、給水施設、排水施設など先行整備のための計画づくりを行い、秩序ある開発を誘導していきます。また、年度計画を立てた地籍調査事業を実施します。
- 県管理河川における未改修箇所早期整備の働きかけや準用河川の整備を進めるとともに、広域的な森林の保全に努め、河川の荒廃防止を図ります。
- 土砂災害から住民の皆さんの生命・財産を守るため、砂防や急傾斜などの対策に取り組めます。

(2) 集落環境の整備

- 地区の集落環境の実情に応じて、生活道路や排水路、公園、広場などの環境基盤の整備を推進するとともに、地域住民による公園および地区公民館・集会所の管理を促進するなど、住民の皆さんが主体となった集落環境づくりを推進します。
- 高齢者や障がいのある人、子どもなどが散歩や買い物、通院、通学をはじめ、さまざまな暮らしの活動を安全で快適に行えるよう、道路や公園、各種公共施設などのユニバーサルデザイン化を検討します。

(3) 良好な住宅環境の確保

- 大規模地震の被害を最小限に抑えるために、耐震化の促進に向けた普及啓発や相談体制の充実に努め、住宅、建築物の耐震診断・耐震改修の促進を支援します。
- 既存市街地や地区の集落内において、居住環境の悪化防止や防災性の向上、広場の整備などに努めるとともに、市街化が予想される地域において道路、排水路などの先行的な基盤整備を行い、安全で快適なまちづくりを推進します。
- 町営住宅の安全性と快適性を確保するため、適正かつ公正な管理に努めます。

▶**まちづくりの指標**

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
地籍調査実施地区数	地区	8/34	8/34	8/34	8/34	9/34	9/34
地籍調査を実施中または実施した地区数							
木造住宅耐震診断実施件数	件	8	10	10	10	10	10
年間の実施件数							

▶**関連する個別計画**

- 度会町国土強靱化地域計画
- 度会町空家等対策計画
- 度会町建築物耐震改修促進計画



3-4 道路網の整備

みらいのわたらいの姿

道路の維持・整備に取り組み、
車や人が安全で快適に利用できるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 度会町の道路網は、サニーロード（県道玉城南勢線）、県道伊勢大宮線、県道伊勢南島線、県道度会玉城線、県道度会大宮線、県道度会南勢線など広域幹線道路である県道と、それら路線を結ぶ生活道路の町道から構成されています。また、近隣には玉城インターチェンジが位置しており、伊勢自動車道・東名阪自動車道・新名神高速道路を通じて名古屋および大阪方面へとアクセスできます。自動車を保有している場合に限られますが、近隣市町や都市部への、一定の交通利便性を有していることが本町の特性であるといえます。普段の暮らしの生命線でもあるこれらの道路を適切に管理し、利便性と安全性を保っていくことが今後も求められます。また、近年頻発する災害に対応できるよう、順次道路整備を進めていくことが求められます。
- 日常生活の維持だけでなく、観光などを目的として訪問する人が訪れやすい環境を整えるという視点から広域道路網の整備や町内ルートの整備を、子どもや高齢者、障がいのある人など、配慮を要する方にとっても安全な交通環境を整えるという観点からバリアフリーに配慮した道路環境の整備を進める必要があります。

▶今後の方向性

広域幹線道路網の整備を促進するなど、道路ネットワークの充実を図ります。また、住民の生活だけでなく観光面にも考慮した、安全・安心に利用できる道路づくりの推進に取り組みます。



▶**主な取り組み**

(1) 生活道路の整備

- 町内外への良好なアクセスを確保するため、広域幹線道路の整備と合わせた、生活道路の充実およびネットワークの強化を図ります。
- 防災性の向上と交通の円滑化を図るため、地域の要望も踏まえながら、道路狭あい部の拡幅や行き止まり路線の解消など生活道路の計画的な改良整備を進め、安全で利便性の高い道路づくりに努めます。

(2) 広域幹線道路の整備促進

- 高速道路を活かした広域的なネットワークを高めるため、関連する道路の整備促進などを通じて、玉城インターチェンジへのアクセスを強化します。
- 伊勢市をはじめとした近隣市町との連絡強化や渋滞解消、道路の安全性確保のため、関連道路の施設整備や冠水対策、災害防除に向けた働きかけを県に行います。

(3) 安全で快適な道路空間の形成

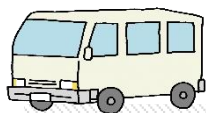
- 県道における歩道整備を促進するとともに、通学路における町道の整備や、側溝などへの蓋の設置による歩行者が通りやすい安心路肩の整備、舗装の改修など、子どもや高齢者、障がいのある人などにやさしいバリアフリーの道づくりを推進します。
- 住民の皆さんとの協働による、沿道の草刈りや美化活動などの地域の特色を活かした道路環境づくりに努めます。
- 道路が被災した場合の対応において、ドローンの活用による町道の測量業務やインフラ*点検を行い、早期の復旧を図ります。

▶**まちづくりの指標**

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
地域再生計画に基づく事業進捗率	%	11.1	27.6	47.5	81.4	91.7	100.0
町道における事業施行割合							

▶**関連する個別計画**

- 度会町国土強靱化地域計画
- 地域再生計画（林業成長産業化の実現に向けた道路整備計画）
- 度会町舗装維持管理計画



3-5 公共交通機関の確保

みらいのわたらいの姿

誰もが公共交通機関を利用して、
行きたい場所へ移動できる
交通網の整備されたまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 広い町域を有する本町においては、世帯あたり自動車保有台数が三重県下で最も多いことからわかるように、自動車による移動が基本となっています。しかし、高齢者の運転免許証返納の必要性が社会的に認識されているなか、全国平均よりも高齢化が進行している本町においては、町内の交通安全を確保するために、免許証返納と並行して、高齢者に配慮した移動手段を確保することが求められています。
- 本町の公共交通機関としては、自主運行バスおよび民間事業者の路線バスがあります。鉄道の通っていない度会町にとって、バス交通は町外へのアクセスにとって重要な交通手段であり、自家用車を運転しない人や町外に通学する高校生などにとっては、不可欠のものとなっています。広い町域に集落が点在している本町の特性を踏まえ、地域の実情を把握したうえで町営バスのルートやダイヤを柔軟に設定していくことが必要です。
- 今後は町営バスの利便性を高め、利用者のさらなる増加を図っていくとともに、よりニーズにあった交通手段の確保のため、新たな公共交通網の実証実験などを進めるなど、さらなる充実を図っていく必要があります。

▶今後の方向性

地域生活を支える利便性の高い交通システムの構築として、関係機関とも連携しながら、運行体系や停留所などの見直しの検討、継続的な改善などに取り組むことで、公共交通の充実に努めます。



▶主な取り組み

(1) バスの利便性向上

- 既存の自主運行バスおよび民間事業による路線バスと町営バスの連携を図り、住民の皆さんの公共交通利用の利便性を高める交通サービスの提供に努めます。
- 民間事業者による路線バスについては、運行回数、運行時間帯などが住民の皆さんのニーズに合うよう要請していきます。
- 個々の利用者ニーズに対応した公共交通体制づくりをめざし、アンケート、実証実験などから、ルートやダイヤの改正などを必要に応じて実施します。

(2) 地域の実情に応じた交通施策の展開

- 公共交通機関の重要性が住民の皆さんに浸透し、利用が促進されるよう、意識啓発に努めます。
- 地域の実情に応じた道路交通網の整備や公共交通の導入などを通じて、利便性の高い生活ネットワークを構築します。また、配慮を必要とする方への公共交通利用に関する支援や、わかりやすい情報提供にも取り組みます。
- 伊勢志摩定住自立圏を中心とした近隣市町への円滑な移動を確保するため、乗り継ぎ情報の発信を行います。
- 交通施策に関する今後の事業展開や料金体系について、サービスのあり方や受益者負担、公平性、事業効率性などに留意し、その適正なあり方について検討します。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
町営バス利用人数	人	902	950	1,000	1,050	1,100	1,200
町営バスの年間利用者延べ数							

▶関連する個別計画

- 度会町地域公共交通改善計画



3-6 自然環境の保全

みらいのわたらいの姿

誰もが環境に優しい取り組みを行い、
水と緑の美しい自然環境のなかで
暮らすことのできるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 度会町では、ごみのないまちづくりに向け「度会町まちをきれいにする条例」を制定しており、地域の美化に向けた取り組みが進められてきました。近年では、全地区が町内一斉クリーン活動に参加するなど、環境美化に対する住民の意識が高いことがうかがえます。本町の魅力でもある豊かな自然環境をいつまでも守り継ぐために、あらゆる場面において環境に根ざした教育を取り入れ、積極的に推進することで、環境問題に自ら取り組める住民および子どもの育成を図ることが求められます。そして、住民主体の環境保全活動を行政が積極的に支援することで、全町的な環境保全を進めていくことが重要となります。
- 地球温暖化の進行は、異常気象による自然災害の発生や農作物への打撃など、日常生活に大きな影響を与える問題です。国連において 2015 年に可決された「持続可能な開発目標」(SDGs)も、温暖化による人間生活全体への影響への対応という文脈で定められたものであり、国際的に推進する必要のある分野となっています。本町においても今後、可能性を十分に秘めている地域の再生可能エネルギー*の活用を図るとともに、大切な資源を無駄にすることのないよう、省エネルギーを推進し、温暖化対策に貢献していくことが求められます。

▶今後の方向性

大切な自然環境を次世代につなげるため、環境教育・環境学習の推進による環境保全意識の高揚や、ごみの不法投棄・ポイ捨ての防止を図るなど、環境美化の推進に努めます。また、廃棄物の発生抑制や再資源化の推進として、住民の皆さんや事業者積極的に協力を促すなど、循環型社会の構築に取り組めます。



▶主な取り組み

(1) 環境保全の意識啓発の推進

- 町内一斉クリーン活動などへの住民の皆さんや事業者の積極的な参加を促進し、身近な緑や農地を大切に自然環境保全意識の啓発に努めます。
- 家庭や地域、学校などさまざまな場において、身近な自然とのふれあいや環境教育・環境学習を充実させ、住民一人一人の知識を高めることで、環境問題に主体的に取り組むことのできる人材を育成し、環境に配慮した行動の実践を促します。

(2) 環境保全活動の推進

- 住民、事業者、行政の協働によるごみのポイ捨て禁止への取り組みなど、まちの美化に努めるとともに、町内一斉クリーン活動などを通じ環境美化意識をさらに高め、良好な生活環境を保持する取り組みを進めます。
- 生物多様性*の確保に向けて、野生動植物の生息・生育実態の把握に努め、希少な動植物の適切な保護や、野生動植物の生息・生育環境の保全・創出に努めます。
- 地域住民との連携を通じて、空き地や森林、河川などへの不法投棄を抑制する体制の強化を図ります。また、産業廃棄物処理業者に対しては、関係機関と連携して適正な処理を促します。

(3) 環境低負荷型社会の構築

- 低炭素*社会の実現のための対策として、住民の皆さんや事業者に対し、再生可能エネルギーなどの活用や省エネルギー活動への取り組みを促し、地球温暖化の防止に寄与するとともに、持続的な資源循環型社会の実現をめざします。
- 公共施設における温室効果ガス*などの環境負荷軽減の取り組みとして、建築物の省エネ化・スマート化の推進を図るとともに、グリーンインフラ*の整備についても検討します。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
町内一斉クリーン活動参加率	%	16.9	17.1	17.2	17.3	17.4	17.5
総人口に占める参加者数の割合							

▶関連する個別計画

○なし



3-7 快適な生活環境づくり

みらいのわたらいの姿

適切な水道事業とごみ処理を実施できる体制を保ち、
安全で快適な住環境があるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 度会町の生活排水および汚水の処理については、地理的な条件などを踏まえ、個人設置型の合併処理浄化槽*によって進められています。今後も、合併処理浄化槽による処理を推進していきますが、高齢者世帯などにおける普及促進が課題となります。また、設置された浄化槽の適正な維持管理が重要であり、引き続き管理者への啓発を図っていく必要があります。
- し尿についてはクリーンセンター、ごみ処理については伊勢広域環境組合で処理しており、今後も伊勢市をはじめ構成市町との連携のもと、適正な処理体制の確保を図っていくことが求められます。また、収集については、し尿および事業系一般廃棄物は町許可業者、家庭ごみは直営によって適正に行われています。今後も現在の状況を維持しつつ、より効率的な収集を検討していくことが重要です。
- 度会町の水道施設は、昭和 30 年代から整備が進められたため老朽化が進んでおり、今後改築時期のピークを迎えることとなります。安定的・持続的に良質な水道サービスを提供していくため、経営の健全性の確保とともに、中長期の予測を踏まえた計画的・効率的な水道施設全体の管理を行うことにより、水道施設の機能を確保していくことが求められます。

▶今後の方向性

生活環境の保全として、ごみの減量化やリサイクル意識の向上に取り組むとともに、安全で安定した水の供給に努めるため、生活排水の適正処理や上水道施設の更新・耐震化などの整備に取り組みます。



▶主な取り組み

(1) 生活排水・ごみ処理対策の推進

- 生活排水および汚水の適正な処理のための合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、関係機関との連携のもと、浄化槽の適正な維持管理のための情報提供・指導などに取り組みます。
- 近隣市町との連携のもと、適正なし尿・ごみの処理体制を維持するとともに、計画的で効率的な処理施設の運営を進めていきます。また、ごみの収集・運搬についても効率的に実施できる体制を整えていきます。
- ごみの排出量を抑制していくため、ごみの減量化に関する周知啓発を積極的に行うとともに、パトロールなどによる地域への指導を実施していきます。

(2) 豊かで良質な水道の供給

- 安全で安心できる水を供給するため、原水から浄水までの水質状況を適時把握し、より適切な管理を行う体制を確立します。また、水道水の水質に影響を与える河川および森林などの水源環境の保全に努めます。
- 安定的な給水を確保するため、老朽化した水道管の更新や整備および耐震化を計画的に実施していきます。
- 健全な経営を維持できるよう、水道の有収率の向上に努めるとともに、適正な料金の設定に努めます。水道施設の整備にあたっては、緊急性・優先度および投資効果などを考慮しながら、水道財政に影響を与えない計画的な整備に努めます。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
水道施設等耐震化率	%	8.1	22.2	32.2	43.1	49.7	58.4
計画総事業費に占める施設整備費の割合							

▶関連する個別計画

- 度会町生活排水処理基本計画
- 度会町一般廃棄物処理実施計画
- 度会町水道事業経営戦略

基本目標3 安心して暮らせる、安全と憩いの住環境づくりの推進

基本目標4
地域の文化と産業を活かす
にぎわいづくりの推進



4-1 地場産業の振興

みらいのわたらいの姿

特産品のブランド化によって知名度が上がり、
地場産業が活性化するまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 本町の主要産業である農業は、米と茶を主要生産物とし、近年ではくり味南瓜やブルーベリーの栽培を促進してきましたが、水田や茶畑の荒廃農地が増加し、生産者が減少しつつあるなどの問題を抱えているため、農地の計画的な転換が求められます。また、農地の荒廃防止対策や新たな転作奨励作物の開拓により、農業生産体制を維持しつつ、安全・安心な農産物の提供はもとより、特産品のブランド化など、消費者ニーズに合った質の高い特産品を安定的に提供していくことが求められます。
- 本町では、古くから薪炭生産や木材生産などの林業活動が盛んに行われ、森林から多くの恵みを受けてきましたが、燃料構造の変化や外国産材の輸入などによる材木価格の低下などによって林業生産が低迷しています。良質な木材の生産のため、適切な施業を計画的に実施するとともに、さまざまな産業との連携を図りながら、需要の拡大、木材の多様な活用を検討していくことが求められます。
- わが国の経済情勢は長期的に厳しい状況が続いており、低成長率の傾向が定着している状況に、新型コロナウイルス感染症による需要喪失という経済的影響が加わり深刻なものとなっています。本町の商工業をみると、製造業事業所数は約 30 事業所で横ばいですが、出荷額は減少傾向にあります。一方、卸・小売業の事業所数は年々減少傾向にありますが、商品販売額はやや増加しています。本町の商工業は中小企業が大半を占め、消費税増税による景気回復の遅れなどによって厳しい状況が続いていることから、商工会を中心として、経営の安定確保のための取り組みが求められます。

▶今後の方向性

町内の農林業者、商工業者などと連携して、特産品のブランド化などによる生産価値の向上に取り組み、地場産業の活性化を推進します。



▶**主な取り組み**

(1) 地場産業の振興

- 茶業・稲作の振興を目的として、特産品の研究開発やPRを進めるとともに、特産品の販売支援や販売機会の提供などを通じて、民間による自主的な開発や販路開拓を支援します。
- 地産地消*を推進するため、地産地消の重要性について住民に対して周知啓発を行うとともに、学校給食などでの特産品の提供、生産者同士の連携体制の強化などを進めていきます。
- 林業の振興を図るため、森林経営計画に基づき、いせしま森林組合を主体とした計画的な林業施業を促すとともに、素材生産・木材加工・流通の流れづくりに向けた取り組みを促進します。
- 新たな産地づくりをめざして、生産者の活動支援や民間の販売施設への支援などを進めるとともに、高収益作物の作付推進や試験栽培による新たな出荷作物の開拓に取り組みます。

(2) 中小企業の振興

- 三重県産業支援センターなどと連携し、町内企業による地域資源を活かした商品開発などを支援します。
- 商工会への支援を通じて、町内商工業の経営の安定強化を図ります。また、企業のデジタル化などの設備投資や事業拡大に向けた支援にも取り組みます。
- 商工会と連携し、地域振興を目的としたイベントなどの開催支援や町内での消費喚起を目的とした制度の検討について取り組みます。
- 町内企業の持続可能性を確保するため、事業継承に関する支援を検討します。

(3) 農商工連携による地域産業の振興

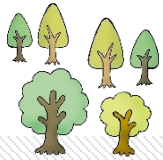
- 商工会、JA、森林組合などの地域団体間の相互交流を図るとともに、販売促進協議会を設立し、異業種間の連携による産業戦略の構築や商品開発などへの取り組みを支援します。

▶**まちづくりの指標**

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
特産品の商品化数	件	3	3	4	5	5	6
町内特産品を商品化した件数（積み上げ）							

▶**関連する個別計画**

- 度会町産業振興促進計画
- 導入促進基本計画
- 創業支援事業計画
- 度会町水田フル活用ビジョン
- 野菜産地強化計画
- 山村振興計画
- 田園環境整備マスタープラン
- 度会町公共建築物等木材利用方針



4-2 農林業の基盤整備

みらいのわたらいの姿

安心して活動できる環境が整えられ、
農林業の持続可能性が確保されたまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 日本の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足による耕作放棄地の増加など、深刻な状況にあります。生産性の向上に加え、耕作放棄地の抑制や担い手確保など、農業の持続可能性を確保することは全国的な課題となっています。農地は、防災や福祉、観光、景観など、まちづくりのさまざまな分野において有効な機能を有していることから、農地の適切かつ多様な活用も一層重要となります。本町においても、農林業の担い手不足などによって、十分な管理の行き届かない森林や農地が増加しており、環境保全能力の低下が懸念されていることから、ふるさとの風土を活かしたまちづくりに向けて、森林や農地の持つ公益的機能の重要性を啓発し、多面的な森林の活用による保全、管理に努める必要があります。また、安全かつ生態系の配慮を前提とした河川整備を進めつつ、住民の皆さんや来訪者に親しまれる親水空間*づくりを行う必要があります。
- 林業に関しては、町の約85%が山林であるため、古くより雑木林は木炭、人工林は主伐に向けて間伐などの保有作業を盛んに行ってきましたが、現在では外国材の輸入に伴う木材価格の低迷、林業後継者不足により荒廃した山林が増えつつあります。そのため、林地の効率的な保全管理技術の導入や森林の国土保全、水源かん養*などの機能を向上させるため、間伐や受光伐などの適正な森林管理を行う必要があります。
- 本町では、宮川の河岸段丘の地理的・気候的条件を活かして、良質な伊勢茶の栽培が行われています。また、町域の大半を森林が占める度会町では、古くから林業が盛んに行われ、人工林が6割以上を占めています。農林業の活性化に向けて、多面的機能支払交付金の積極的な活用や農地集積・集約化の支援、農道・林道などの生産基盤の整備を進めてきました。今後は、生産・流通面での安定を確保するためにも、さらに効率化を図るための環境整備を進めることが必要です。

▶今後の方向性

関係機関と連携を図りながら農地や森林環境を適正に管理し、定期的な補修や改修を行うなど農林業生産基盤の整備を進めることで、町内産業の活性化につながるよう取り組みます。



▶**主な取り組み**

(1) 農地・森林の適正管理

- 多面的機能支払交付金活用の推進を継続する三重県の事業などを活用し、農地・農村環境を保全します。国、県、町の補助事業のなかから、有利かつ効果的な事業を活用し、効率的な農業経営を図ることができるよう支援します。
- いせしま森林組合と連携し、森林経営計画の作成を推進するとともに、間伐材など森林整備を促進し、森林の適正管理と効率的な林業施業の推進を図ります。
- 森林、農地が有する水源かん養機能、国土保全機能、景観形成機能、交流レクリエーション機能など、公益的機能を維持、発揮できるよう、森林・農地の管理、保全を図ります。

(2) 治山対策の推進

- 住民の皆さんとの連携および関係機関との協力体制のもと、森林の維持保全と合わせ、自然災害防止のための積極的な治山事業の推進、危険箇所の早期解消に努めるなど、効果的・効率的な治山対策を推進します。

(3) 農林業生産基盤の整備

- 農業用排水路、ため池などの維持補修と環境整備を進めます。
- 一貫した体系のもとに機能的な農道の整備を推進します。また、重要となる道路の整備を促進するとともに、林道の舗装・改良を促進し、林道および作業道路網の整備を図ります。
- 関係機関と連携を図りながら、有害鳥獣の駆除を推進するとともに、高齢化に伴う捕獲従事者の減少を防ぐ取り組みを検討します。また、地域を中心とした追い払い活動や獣害防止柵の整備などにより鳥獣被害の軽減を図り、農地の管理・保全に努めます。

▶**まちづくりの指標**

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
多面的機能支払交付金を活用した組織数	件	10	10	10	10	10	10
交付金によって支援する組織数							

▶**関連する個別計画**

- 度会町国土強靱化地域計画
- 度会町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
- 度会町農道施設長寿命化計画
- 度会町林道施設長寿命化計画
- 度会町鳥獣被害防止計画
- 度会町森林整備計画



4-3 次代を担う人材育成と起業支援

みらいのわたらいの姿

産業の活性化と新たな雇用創出が実現され、
活発な経済活動が展開されるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 高齢化と人口減少が並行して進むなかで、地域産業を活性化させるためには、その担い手が持続的に確保されるかが大きな課題となります。本町においても、将来的に人口減少と高齢者の急速な増加が予想されるなか、減少する町内従業者数をいかに維持していくかが今後の課題であるといえます。このようななか、意欲ある担い手が、農業分野を中心に度会町の産業を牽引しており、新たな取り組みも展開しています。今後は、こうした担い手やリーダーの確保と育成を進めていくとともに、その活動を支援し、町の産業の底上げを図っていくことが求められます。
- 産業の担い手の減少が進むなかで、農林業の後継者不足は深刻な問題となっています。一方で、定年を迎えた世代の帰農志向、都市部で暮らす方々の田園回帰・地方回帰志向なども近年は見受けられるため、今後は、農林業に興味のある人々が、新たに参入できる環境を整えることが必要です。また、新しい産業の展開に向けたベンチャー企業などへの支援、都市部に位置する企業とのリモートワークに対応できる環境の整備も重要となります。
- 持続可能な地域産業を構築するためには、一企業、一産業の取り組みだけでなく、相互に連携した取り組みによって、相乗効果を生み出すことが重要です。町内産業が課題を共有し、共通の目標を持って、産業振興策を進めることが必要です。

▶今後の方向性

関係機関・団体などと連携しながら、起業・創業希望者に対して技術などのノウハウを提供する機会を創出するとともに、相談体制の整備などを通じ、農林業者も含めた人材育成の支援・確保に取り組みます。



▶**主な取り組み**

(1) 地域産業を担う人材・組織の育成

- 認定農業者制度のさらなる周知や関係機関・団体などへの支援により、地域産業の担い手の確保・育成を行うとともに、経営の安定化を支援します。
- 集落版の「人・農地プラン」作成により、集落単位や地域ごとの営農のあり方を検討し、地域に合った将来像の計画立案を進めます。
- より良質な特産品の生産方法を研究し、全国および海外へも出荷できるよう、農業改良普及センターやJA、茶業組合などと連携し、支援していきます。

(2) 新規参入と起業活動への支援

- 新たな担い手の確保に向けて、関係機関と連携し、農林業体験や相談・研修などの機会の提供に努めます。また、空き家バンク*を介した農地付き住宅の紹介を行い、移住促進も兼ねた新規就農者の確保を進めます。
- 三重県産業支援センターや大学などと連携し、起業活動のための情報提供を進めるとともに、地域資源・素材を活かした新たな産業分野を開拓する企業への支援を行います。
- コミュニティビジネス*に関する情報提供を行い、地域に密着したサービス展開の支援を行うとともに、地域の特産品を活用した6次産業の展開など、新たな地域産業へとつながるよう振興に努めていきます。
- 都市部で働く人が離れていても業務に携わることができるよう、リモートワークなどの環境整備について検討します。

▶**まちづくりの指標**

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
人・農地プラン策定数	件	0	2	2	3	4	5
上記計画の策定件数（積み上げ）							

▶**関連する個別計画**

- 度会町人・農地プラン
- 度会町産業振興促進計画
- 導入促進基本計画
- 創業支援事業計画
- 山村振興計画
- 田園環境整備マスタープラン



4-4

芸術・文化の振興と文化財の保護

みらいのわたらいの姿

伝統的な文化が若い世代にも受け継がれ、今と変わらず積極的に活動が展開されているまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

○いきいきと幸せに暮らすため、芸術・文化のニーズは近年さらに高まっています。芸術・文化の振興においては、住民が自ら積極的に活動に取り組むとともに、町はさまざまな形で積極的に支援していく必要があります。本町では、町民文化祭の開催や自主的に活動するグループへの支援など、活動の促進や機会の提供を行っており、多様な活動が活発に行われています。しかし、参加者の固定化や高齢化の傾向もみられ、将来に向け幅広い世代が活動に参加するよう促進するとともに、住民同士が連携しやすい体制の整備が求められます。また、未来の芸術・文化の担い手である子どもたちの豊かな感性を育むとともに、文化に対する住民の意識の高揚のため、質の高い芸術・文化に親しむ機会の拡充を図る必要があります。

○文化財は、地域の歴史や文化を正しく理解し、発展・向上の礎としていくために不可欠なものであり、後世に引き継ぐため、保護・保全を積極的に進めていく必要があります。本町には、国の重要文化財である「木造十一面観音立像」をはじめ、地域の歴史と伝統を伝える有形・無形の文化財が数多く存在し、まちづくりにとっての大きな資源です。住民の皆さんの文化財に対する理解や認識を深め、未来に向け保護・保存していくため、文化財指定に向けての調査研究、若い世代への伝統の継承、文化財の意義や価値の普及啓発と活用の促進に努める必要があります。

▶今後の方向性

すべての世代が芸術・文化に親しむことができるよう、参加機会や鑑賞の場などの提供を積極的に進めるとともに、自主的な活動を促す環境を構築します。また、まちの歴史と伝統を守り、継承していくために、今ある郷土芸能や行事などへの幅広い参加を促進するとともに、文化財の保護や周知、活用を進めていきます。



▶主な取り組み

(1) 芸術・文化活動の促進

- 公民館などにおける各種講座の充実に取り組むとともに、講座や自主活動グループの活動支援や情報共有を円滑に行うための体制づくりを進めていきます。
- 公民館などの拠点を活動や展示の場として積極的に活用するとともに、活動などに関する情報の発信を行い、芸術・文化活動の促進を図ります。
- 若い世代への伝統芸能や行事の継承を通じた、地域内での世代間の交流機会を充実します。
- 子どもたちの主体的な文化活動を支援し、活動に参加する機会の拡充を図ります。

(2) 芸術・文化にふれる機会の提供

- 文化講演会などの開催を通じて住民の皆さんの文化意識の高揚を図るとともに、質の高い芸術・文化を鑑賞できる機会の提供に努めます。
- 小中学校や地域において、子どもたちが実際に芸術・文化にふれ、体験できる機会の充実に取り組めます。
- 三重県や近隣市町とも連携しながら、町内外の芸術・文化に関する情報を提供します。

(3) 文化財の保護・継承・活用

- 文化財の指定に向けて調査を進めるとともに、三重県教育委員会などとの連携のもと、文化財の適切な保護や保存、活用に取り組めます。
- 地域に古くから伝わる郷土芸能や伝統行事、祭りなどについて、地域での継承を支援するとともに、閲覧できる形で保存し、後世への継承のために活用します。
- ふるさと歴史館における展示や講座、フィールドでの体験、学校での教育などのさまざまな機会を通じて、郷土について知る機会の充実に取り組めます。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
ふるさと歴史館来館者数	人	200	220	240	260	280	300
ふるさと歴史館の延べ来館者数							

▶関連する個別計画

○なし



4-5 地域資源を活かした人の流れの創出

みらいのわたらいの姿

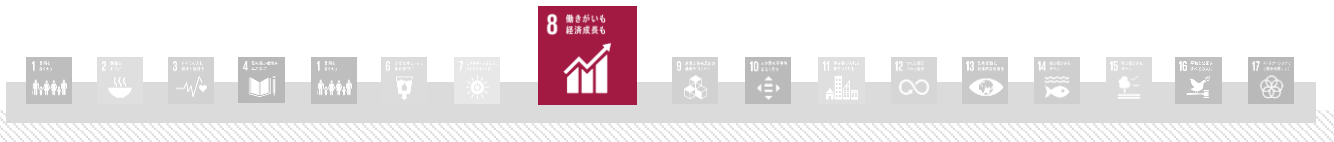
地域資源を十分に活かし、訪れたいと感じられる
魅力あるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 地域創生の取り組みが加速化しているなかで、いかにして既存の地域資源を有効活用し、人の流れを創出するか、という点が自治体の課題となっています。これまでは、地域資源を活用した観光振興が全国的に展開されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により移動が制限される最近の状況により、これまでとは異なる方向性での対応が必要となっています。本町では、町内に位置する山や宮川を活用した、自然を体感できるアクティビティを展開しています。今後は、感染症に十分配慮しつつ、引き続き地域資源を十分に活かし、まちの魅力を伝える新たな取り組みを進めていくことが重要です。
- 全国的に人口減少が進む一方で人口獲得競争が激化している背景を踏まえ、まちに来てもらう、住んでもらう人を増やすという視点だけでなく、「いかにしてまちに関わってもらう人を増やすか」という視点に基づく、関係人口*の考え方が重要となっています。本町でも、度会町が好きで、度会町のために何かしたいと感じてもらえる「ファンづくり」を進めていくことが求められます。
- 自治体単独でのまちづくりについて将来的に限界を迎えることが予想される現在において、住民の皆さんの力の活用や自治体間での連携強化は重要な取り組みとなります。本町においても、南伊勢高校の学生との協働によるイベント運営や地域住民によるまちの名所の案内を実施しているほか、度会町・玉城町・南伊勢町の合同による「サニー市」の開催など、地域や近隣自治体と連携した観光振興やにぎわい創出の取り組みを進めてきました。地域資源を活用するという観点から、住民との協働体制をより一層強化していくとともに、伊勢志摩という魅力ある地域に位置している特性を活かし、近隣市町との連携を通じたにぎわいづくりに取り組んでいくことが重要となります。

▶今後の方向性

地域や近隣市町との連携のもと、自然や文化などの地域資源に加え、まちの活性化の拠点でもある宮リバー度会パークを十分に活用し、度会町を訪れる人の増加をめざします。また、まちの魅力を見つけ、住民の皆さんとともに育み、その魅力を町内外に発信することで、度会町に関心を持ち、度会町に関わりたいと感じられる人の増加をめざします。



▶主な取り組み

(1) まちの魅力を活かした、人の流れの創出

- 自然や歴史文化など、魅力ある地域資源を活用したイベントなどの企画やPRを通じて、まちに訪れる人（交流人口）やまちに関わりたいと思う人（関係人口）の増加に取り組みます。
- 町内事業者や学校などとの連携により、既存の地域資源を活用した商品やサービス展開を促進するとともに、土産・特産品の開発や販売促進を進めます。
- 地域資源を活用した体験イベントや交流機会を創出し、まちの良さを体感できる機会を提供することで、町外の方々との交流を深めていきます。

(2) 交流促進のための地域拠点の活用

- 観光や交流、アクティビティなどに活用できる多機能拠点である「宮リバー度会パーク」において、イベントの充実などを通じた誘客の促進に努めます。
- 地域の実情や利用者のニーズを踏まえ、宮リバー度会パークが担う機能や設備などについて検討し、必要に応じて変更や改修を行います。
- 安全に施設を利用することができるよう、定期的な点検や必要な改修・更新を実施します。

(3) 推進体制の確立

- 関連組織同士の連携を促すとともに、高校生との観光ボランティアを通じた連携に努めます。また、ボランティアなど住民の皆さんの参加を促進し、住民と行政、企業・団体の協働による事業展開が可能な推進体制の確立に努めます。
- 観光の振興や地域の魅力創出をより一層推進するため、宮川流域や伊勢志摩圏域など、近隣市町との連携を強化します。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
観光入込客数	千人	180	181	182	183	184	185
観光地点および行祭事・イベントを訪れた延べ人数							

▶関連する個別計画

- 南伊勢高校度会校舎活性化計画



4-6 移住・定住の促進

みらいのわたらいの姿

町外から訪れる人を受け入れる十分な環境が整っており、
移住・定住先として選ばれるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 少子化の進行と、進学・就職期の転出増加に伴う人口減少が急速に進んでいる現状を踏まえ、まちの持続可能性を確保するために、いかにして人口減少の抑制に取り組んでいくかが喫緊の課題です。本町の地域特性を踏まえると、進学期の転出傾向は避けようもなく、今後も継続する見込みであるため、就職期や婚期、子育て期など生活スタイルを見直すタイミングに合わせた若い世代へのUJターン*施策の展開が必要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を背景として、新しい生活様式やテレワークなどの柔軟な働き方改革*が全国的に浸透しはじめ、都市部から離れた地方への移住や、セカンドハウスを購入し二拠点生活をする人が増えています。本町においても、令和2年度以降、移住相談が増加傾向にあり、空き家バンク*をベースとした住宅提供体制の強化を一層進めていくことが求められます。
- 町内の住宅は、地方ならではの土地の広さや住宅・生活費用の安さ、昔ながらの家屋の雰囲気など都市部に住む人に好まれる傾向を持つ一方で、仏壇や家財の対応、また付随する農地の問題などを理由に空き家の流通自体に消極的なケースも多く、掘り起こしと流通促進が必要です。移住希望者のなかには、農地付き住宅の希望者も多く、需要に応えられるような環境整備も求められます。
- 町外からの移住と、在住者の転出抑制を目的に構築した「移住・定住促進事業補助金」は、移住・定住施策の基盤となる事業ですが、行政の取り組みだけでは必ずしも有効性が発揮されないため、事業導入時のような、民間の開発事業などと歩調を合わせることで、相乗的な効果につなげるとともに、事業啓発や効果検証においても、民間や関係団体などと連携し進めていく必要があります。

▶今後の方向性

積極的な情報発信による、度会町を知る機会の充実に加え、地域との交流機会の提供やきめ細かなサポート体制の構築を通じて、度会町で暮らしたいと感じられる環境づくりを進めていきます。



▶主な取り組み

(1) U J I ターン促進に向けた取り組みの推進

- まちの魅力を経験できる機会や住民の皆さんと交流する機会の提供、移住・定住希望者のための助成、移住相談窓口を介したきめ細かなサポートなど、移住・定住のためのきっかけづくりに取り組みます。
- 町ホームページに開設する移住・定住専用サイトをはじめ、三重県や関係機関の関連サイトへの情報掲載や、各種メディアでのまちのPR、近隣市町との連携による移住相談会など、本町への移住・定住を促進するための情報発信に取り組みます。
- テレワークや二拠点居住など新たな住宅確保に対し、柔軟に対応できるような環境整備を進めるとともに、移住者が地域とつながり、交流していけるような手立てを進めます。

(2) 移住・定住のための居住の場の確保

- 都市住民の新しいライフスタイルへの対応や、U J I ターンによる転入、新規就農者などの受け入れ体制を整えるため、町内の空き家や空き地などの利活用を検討します。
- 空き家に関する情報提供を地域に呼びかけ、情報を収集・管理するとともに、空き家バンクを活用した供給体制の充実に取り組みます。
- U J I ターンなどによる新規移住者が居住の場を確保しやすくなるよう、住宅取得のための各種支援について現行制度の検証を行い、より効果的な支援策へとステップアップを図ります。

(3) 出会いの支援を通じた定住促進

- 結婚を希望する人へ、出会いの場の創出や自己研鑽、ライフデザインを考える機会などを提供することで、社会全体で結婚を希望する人を応援する機運を醸成します。
- 結婚・妊娠・出産などライフステージに応じた切れ目ない支援を関係課連携により実現します。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
移住・定住施策を通じた移住者数	人	40	44	48	52	57	62
各種補助金や空き家バンクなどを通じた年間移住者数							

▶関連する個別計画

○度会町まち・ひと・しごと創生総合戦略

○度会町人口ビジョン

基本目標4 地域の文化と産業を活かすにぎわいづくりの推進

基本目標5
まちづくりを円滑に進めるための
体制づくりの推進



5-1 効率的な行政運営の推進

みらいのわたらいの姿

住民のニーズに応えることができる、
質の高い行政サービスが持続的に
提供されるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 社会情勢の変化に伴って行政が担う役割が複雑化するなか、今後は限られた人員でいかにして行政サービスの質を維持しながら提供していくかが課題となります。業務効率化の手段としてICT*の活用が注目されており、本町においても、中南勢地域6町（度会町、多気町、明和町、玉城町、大紀町、南伊勢町）で住民基本台帳などの一部基幹システムの共同クラウド*化を実施していますが、今後も引き続き、災害などにおける相互利用環境の構築など、近隣町との共同利用ができる環境整備を検討していく予定です。ニーズへの適切な対応と効率的な業務進行を両立させるため、AI*やRPA*などの最新技術の導入を視野に入れながら、事務事業の効率化を図っていくことが重要となります。
- 人口減少や社会情勢の変化による行政課題の複雑化、地方創生などにみられる主体的な活動推進など、自治体は地域の実情に合ったまちづくりを進めることが求められています。そのようななかで、本町では社会や町内の情勢に応じた組織改革や「度会町行政改革大綱」に基づく職員一人一人の改革などに取り組んできました。今後は、複雑化する行政課題に対応できる、適切な組織体制と職員配置について検討を進めるとともに、民間活力も導入し、より効率的な行政運営を実現できる環境を構築することが求められます。
- 地震や台風などの自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言など、全国各地で通常の生活や行政運営が困難となる状況に直面する事態が多くなっています。また、行政が管理する情報をサイバー攻撃から守るためのセキュリティ対策も必要となっています。本町においても、有事の際でもできる限り通常通りの行政サービスを提供し、迅速に常態に復帰できるよう、引き続き体制を整備していくことが必要です。

▶今後の方向性

最新技術を積極的に取り入れていくとともに、社会潮流に即した組織の構築や事務事業の見直しとスリム化を図ることで、今まで以上に効率的な行政運営を実現します。また、有事の際でも必要な行政サービスを提供し、住民の皆さんの生活を保障するため、危機管理体制の整備も進めていきます。



▶主な取り組み

(1) 業務効率化の推進

- 行政手続きの簡素化や行政事務の効率化を実現するため、全庁業務量調査の結果を踏まえつつ、AIやRPAなど、最新のICTの導入や活用について、検討のうえ整備を進めます。
- マイナンバー制度*に伴うシステム整備を進めるとともに、各種申請や施設予約などのシステム化をさらに推進し、行政サービスの利便性の向上と事務の簡素化を図ります。
- 職員提案制度や業務改善計画による職員の提案活動の推進により、業務効率化および職員の行政意識の向上を図ります。

(2) 適切な組織構築と人事管理

- 施策を効率的、効果的に展開できる簡素で合理的な組織を実現するため、組織体制や事務事業について、適宜必要な見直しを行います。
- 行政と民間、行政と住民の皆さんや団体などとの役割分担を明確にし、積極的な民間活力の導入を行っていきます。
- テレワークなどの新しい働き方に対応できるシステム構築をめざします。

(3) 危機管理体制の整備

- 計画やマニュアルを整備し、災害などにおける役割の把握、訓練の実施などにより、庁舎内に適切な人員を配置し、災害時においても業務が滞りなく継続される体制を確保します。
- 有事の際に必要な物品の備蓄、避難者を受け入れる避難施設の整備など、住民の皆さんの生命・身体・財産を守る取り組みを進めます。
- サイバー攻撃などによる情報漏洩を防ぐため、セキュリティ対策の充実に取り組むとともに、職員一人一人がセキュリティ対策や個人情報保護の重要性を理解し、業務で活かすことができるよう研修などを実施します。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
業務改善提案の件数	件	0	6	8	10	12	14
職員提案制度・業務改善計画の提出件数							

▶関連する個別計画

- 度会町行政改革大綱
- 度会町職員定員適正化計画
- 度会町国土強靱化地域計画
- 度会町業務継続計画



5-2 健全な財政運営の推進

みらいのわたらいの姿

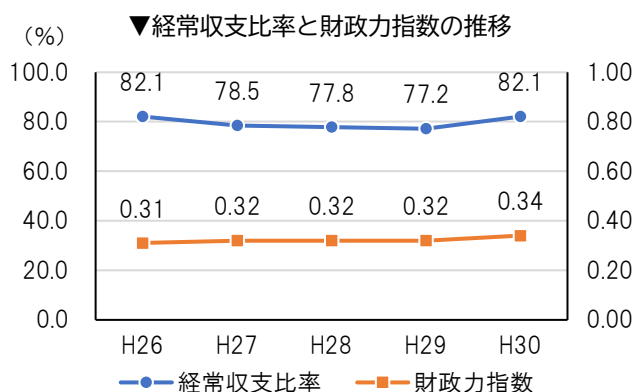
日頃からの適切なサービス提供と、いざというときの支援が
今後も実施できる財政が運営されるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

○人口減少や少子高齢化の進行などを背景とした税収の減少や社会保障関連費用の増大に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による産業分野への経済的打撃など、今後も厳しい財政状況が続くと予想されます。職員などの人的資源や財源など、活用できる経営資源に限りがあるなかで、コストとパフォーマンスのバランスが取れた行財政運営を進めていく必要があります。

○健全な財政運営を進めるにあたっては、歳入の確保と歳出の抑制が重要となります。歳入確保に関しては、徴税などの徴収率向上や町有財産の有効活用などを今後進めていく必要があります。また、歳出の抑制については、既存事業の見直しや公共施設の適切な管理、優先順位を明確にしたうえでの予算配分などが求められます。

○全国的に、高度経済成長期や人口急増期に集中して整備された公共建築物やインフラ*を含む公共施設などが更新時期を迎えており、公共施設などの計画的な管理に向けた取り組みが求められています。本町では平成28年度に「度会町公共施設等総合管理計画」を策定し、保有する公共建築物を総合的に把握するとともに、財政運営と連動した公共施設マネジメントの推進を図っています。今後は、当該計画に基づき施設の更新や統廃合を促進していくことが求められます。



出典：総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」

▶今後の方向性

公正な税収を図り、町が確保できる収入を最大限確保していくとともに、事務事業の見直しや業務効率化など、行政運営の効率化と一体的な歳出抑制を進めていきます。また、町内公共施設の適正な管理や更新を行うことで、誰もが安心して快適に利用できる施設サービスを提供していきます。



▶主な取り組み

(1) 歳入の確保

- 納税しやすい環境の整備拡充と効果的な周知啓発により、新規滞納者を発生させないための取り組みを進めます。また、滞納者に対しては、法に基づく滞納処分を実施することで、滞納繰越者の縮減を図るとともに、税負担の公平性の確保をめざします。
- 三重地方税管理回収機構と連携し、高額・困難な案件の解消に努めます。
- 課税客体の把握に努め、適正な賦課に努めます。
- 町有地の未利用地の貸付などを行うとともに、民間企業・事業誘致を進めることで、税収の拡大を図ります。

(2) 歳出の見直し

- 新たな地方公会計制度に合わせて、コスト意識を徹底するとともに、民間委託や民営化などを進め、経常経費の縮減などを図ります。
- 施策・事務事業の抜本的な整理および合理化などによって、健全な財政構造の維持に向けた全庁的な取り組みを実践します。

(3) 計画的な財政運営の推進

- 中長期的な見通しのなかで、計画的で健全な財政運営を進めます。
- 「度会町公共施設等総合管理計画」に基づき、町内の公共建築物やインフラなどの適正な管理と計画的な更新を行います。また、必要に応じて施設の統廃合についても検討します。
- 今後の民間活用による効果が期待できる公共施設については、指定管理者制度*の活用をはじめ、PPPやPFIなどの導入を検討し、管理運営の効率化や行政サービスの充実を図ります。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
経常収支比率	%	74.4	各年 80.0%以下				
経常経費充当一般財源の額／経常一般財源総額 ×100							
財政力指数	-	0.34	0.34	0.35	0.35	0.36	0.36
基準財政収入額／基準財政需要額							

▶関連する個別計画

- 度会町公共施設等総合管理計画



5-3 質の高い行政サービスの提供

みらいのわたらいの姿

組織体制のさらなる強化と近隣市町との連携を通じて、
質の高いサービスを継続して提供できるまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 社会情勢の大きな変化を背景として住民ニーズが多様化するなか、行政は時代の変化に柔軟に対応できる能力を養いつつ、提供するサービスの質の向上に継続して取り組むことが求められます。本町では、平成28年度より行政評価を試行しており、毎年の評価とフィードバックを通じてPDCAサイクル*に基づいた行財政運営を進めていますが、今後は、客観性に基づいた行政評価へとステップアップし、PDCAサイクルの実効性を高める必要があります。
- また、職員の資質向上については、県などが主催する研修への参加奨励や職員が講師となる職場内研修、e-ラーニングを活用した研修など、多様なプログラムを実施しています。既存の枠にとらわれない町政を進めていくため、一人一人が持つ資質を養い、多様な職員がいる組織としていくことが重要です。
- 人口減少の急速な進行は、必然的に自治体規模の縮小を招きます。長期的な視点からみた場合、歳入減や担い手の不足などにより、自治体単独での行財政運営が立ち行かなくなる可能性が懸念されるため、他の地方公共団体と連携し、住民の皆さんの生活機能の確保、地域の活性化・経済成長、次世代の人材育成などに広域的に取り組んでいくことが必要となっています。本町では現在、「伊勢志摩定住自立圏」の近隣7市町との連携のもとさまざまな取り組みを進めているところですが、まちの持続可能性の確保のため、圏域における本町の役割を明確にしながら、引き続き連携してまちづくりを進めていくことが求められます。

▶今後の方向性

職員の資質向上を図りながら、実効性のある評価検証を行っていくことで、住民の皆さんに提供するサービスの質の向上に取り組めます。また、まちの持続可能性を確保するため、近隣自治体との連携強化を図ります。



▶**主な取り組み**

(1) 質の高い行政サービスの提供

- 業務フローの見直しおよび意思決定のプロセスを単純化し、事務の効率化および決裁のスピードアップを図ります。
- オンライン申請などICT*を利用した行政サービスの拡大について、他市町事例を調査研究しつつ、費用対効果の観点を踏まえながら、実施を検討します。
- ワンストップサービスを実現するため、組織体制や職場のレイアウトの調整、情報共有のためのツールの導入・活用などの体制整備に取り組みます。

(2) 多様な人材の確保・育成と組織の活性化

- 適正な人事評価や職員研修の充実など、多様な能力向上施策によって、行政職員の意識と専門能力、モチベーションの向上を図ります。
- まちの現状を外部の視点から適切に評価できるようになるとともに、先進的な政策を立案する能力を高めるため、先進自治体や民間企業、調査研究機関などにおける研修や効果的な自己啓発への支援を充実させます。
- 非常勤職員制度や民間活力の柔軟な活用などにより、有識者のスキルや知見を政策形成などに積極的に役立てていくことを検討します。

(3) 行政経営品質の向上

- 客観性を担保し、町政全体のなかで各事業が有機的に対応した行政評価システムを整備し、PDCAサイクルによる計画の進行管理や見直しを行い、継続的な業務改善に取り組みます。
- 町単独では実施が難しい業務の運営や地域のより一層の活力向上を実現するため、一部事務組合のほか、伊勢志摩定住自立圏協議会での連携を進めていきます。
- 近隣自治体における共通した行政課題については、広域によるスケールメリットを活かした事務の効率化を図り、住民の皆さんの多様なニーズに対応したサービス提供に努めます。

▶**まちづくりの指標**

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
職員研修の受講者数	人	26	26	30	30	35	35
市町総合事務組合などが支援実施する研修							

▶**関連する個別計画**

- 伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン



5-4 広報・広聴の充実

みらいのわたらいの姿

適切な情報発信の環境を整えることで、
誰にとっても情報が取得しやすいまちをめざします。

▶みらいの実現に向けた課題

- 本町では広報紙のほかにホームページや文字放送、SNS*などでも情報発信を行っていますが、住民アンケートによると、ホームページや文字放送の利用は低く、月に一度発行する広報紙で情報を取得している割合が圧倒的に高い状況にあります。限られた紙面のなかで必要な情報を的確に届ける工夫と、他の媒体も併用してもらえような啓発を強化する必要があります。
- 現在、広報担当課が中心となって町の情報発信を行っていますが、より詳細な情報を確実にかつ魅力的に発信するためには、「全職員一人一人が情報発信者である」という認識を持ち、発信を行うことが必要です。また、住民の皆さんや企業、団体などがさまざまな活動に活かせるよう、町の保有する各種統計情報や基礎資料を積極的に提供することも求められます。
- 行政情報は、高齢者や障がい者を含めた誰しものが情報を取得できる環境にあることが求められます。本町では、ウェブアクセシビリティ方針に準拠するようホームページを運用しているところですが、今後、行政手続きのデジタル化が進むなかで、情報の取得や各種手続きに不利益が生じないような対応が必要となります。
- 町への意見や提案を行う際、ホームページの問い合わせフォームや庁舎内に設置する「町民の声箱」で意見を募る方法をとっていますが、より幅広い声を集約し、住民の皆さんとの協働のまちづくりを進めていくためには、その機会を拡充するとともに、意見や提案に真摯に向き合い、各種業務に柔軟に反映させていく職員の適応力が求められます。

▶今後の方向性

多様な広報媒体を効果的に組み合わせ発信することで、個人の特性や利用環境に関わらず、本町に関心を持つすべての人に情報が届く環境づくりを進めていきます。また、協働のまちづくりを推進するため、さまざまな機会を活用して住民意見の把握と適切な反映に取り組みます。



▶主な取り組み

(1) 広報活動の充実

- さまざまな広報媒体の併用、質の高いパブリシティ*の実現により、町政情報を適切かつ確実に伝えるとともに、誰にとってもわかりやすい広報活動を展開します。
- 住民の皆さんが本町への愛着や誇りを持つことができるとともに、町外に対して本町の認知度の向上を図るため、町内外の関心を惹きつける広報活動に取り組みます。
- 住民の皆さんや団体などが必要な統計情報をインターネットなどから自由に入手・利用できるよう、町が保有する統計情報などの提供を進め、地域活動への参画につなげます。

(2) 広聴活動の充実

- 住民の皆さんからの意見をより多く把握し、町政に反映するため、意見などが寄せられるのを待つ受動的な広聴活動だけでなく、アンケート調査やパブリックコメントなど適切な意見聴取の手続きを取るとともに、審議会や委員会などにおける公募機会の充実を図ります。
- 各種審議会や委員会の協議内容を住民の皆さんにも広く情報提供することで、意思決定のプロセスの一層の透明化を図ります。

(3) 職員の広報・広聴力の向上

- 広報・広聴の重要性やウェブアクセシビリティ遵守の必要性、媒体の効果的な活用、資料の作成方法などについての認識を深め、アクティブな広報・広聴活動を展開していくため、職員研修を実施します。
- 行財政の運営方針や重点事業、新規事業、町政の課題などについて、住民目線での情報共有を図ります。

▶まちづくりの指標

指標	単位	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
町ホームページの閲覧数	件	52,000	54,000	56,000	58,000	60,000	62,000
トップページの月平均閲覧数							

▶関連する個別計画

- 度会町ウェブアクセシビリティ方針

資料編

- 策定経過
- 諮問および答申
- 度会町総合計画審議会委員一覧
- 度会町総合計画条例
- 用語集
- まちづくりの指標一覧
- 関連する個別計画一覧
- 基本計画とSDGsの関係について

第1節 策定経過

日 程		内 容	
令和元年度	11月		調査票の設計
	12月	住民アンケートおよび 中学生・若者アンケートの実施 ■調査期間：12月1日～13日 ■回収状況：573/1,000件（住民） 320/440件（中学生・若者）	調査結果の 集計・分析
	1月		
	2月		
	3月		計画策定方針の検討
4月			基本構想案作成
5月			
6月			
令和2年度	7月	「度会町総合計画審議会」の開催 ■第1回：7月29日（水） 議題…諮問、基本構想の検討 ■第2回：11月10日（火） 議題…前回意見への対応、 基本計画の検討 ■第3回：12月22日（火） 議題…前回意見への対応、 重点プロジェクトの検討 総合戦略の検討 ■第4回：2月12日（金） 議題…パブリックコメントの報告 計画の最終確認、答申	関係課ヒアリング実施
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		基本計画案作成
	12月		
	1月		
	2月		パブリックコメント実施
	3月		

第2節 諮問および答申

(1) 諮問

度 み 第 110 号

令和2年7月29日

度会町総合計画審議会

会長 村 林 守 様

度会町長 中 村 忠 彦

第7次度会町総合計画の策定について（諮問）

このことについて、度会町総合計画条例（令和元年度会町条例第9号）第5条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

令和3年2月12日

度会町長 中村 忠彦 様

度会町総合計画審議会会長

第7次度会町総合計画について（答申）

令和2年7月29日付け度み第110号で諮問のありました第7次度会町総合計画の策定について、当審議会での審議の結果、町当局から示された計画案は概ね適当と認められるので、ここに答申します。

なお、計画の推進にあたっては、次の事項に十分配慮されるよう要望します。

記

1 計画全体について

- (1) 計画の推進にあたっては、「まちづくりにおいて大切にしたい視点」として掲げられた4つの視点を踏まえ、10年後のめざす姿、またその先20年、30年後のまちの将来像をも描きながら、各施策を着実に進められたい。
- (2) これからの10年間は、人口減少が進む度会町にとって、まちの持続性を問われる重要な期間となることから、第2期度会町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具現化と併せ、優先課題である人口減少対策に臨まれたい。
- (3) 計画の進捗状況をしっかりと把握し、進行管理に取り組みれるとともに、住民の方へもわかりやすく発信することで、住民と町とが協働で進めていく計画となるよう鋭意努力されたい。

2 各目標別施策について

- (1) 人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくりの推進
 - 子育て世帯が安心して子どもを預け就労できるよう、保育人材の育成や確保に努めるとともに、保護者のニーズを踏まえた新たな保育サービスの提供についても検討を進められたい。
 - 子どもを育てやすい環境づくり、自分自身の人生を楽しむことができる環境づくりに向け、関係者に理解を得るよう努め、地域との協力のもと推進されたい。
- (2) みんながいつまでも元気に暮らせる社会づくりの推進
 - 高齢者が元気なまま社会や地域とつながり、支え手として活躍してもらえるよう学習機会の拡充や就労環境の整備などを加速的に取り組まれたい。

- 住民各々が健康に対する意識を高められるよう、知識の普及や健康づくりの推進を図ることで、住民一人一人に対し優しいまちづくりに努められたい。
- (3) 安心して暮らせる、安全と憩いの住環境づくりの推進
- 新公共交通実証事業については、住民の大きな期待が寄せられる事業であるため、事業の進捗などを適宜住民にも共有しながら、町に見合った交通ネットワークの整備に取り組まれたい。
 - 豊かな自然に囲まれ安心して暮らせる生活環境を維持していくため、マニュアルの作成などを行い環境保全の取り組みを推進するとともに、開発事業に伴う自然破壊が無秩序に進まぬよう、住民の暮らしを最優先とした施策を進められたい。
- (4) 地域の文化と産業を活かすにぎわいづくりの推進
- 農林業の振興にあたっては、高齢化に伴う担い手・後継者の育成支援に積極的に取り組まれるとともに、深刻化する獣害被害への対策強化や林業経営基盤の強化も講じられたい。
 - 地域特性を活かし、特産物の開発などで地域の活力を高めるとともに、人の流れを創出するため行政による対応強化を図られたい。
- (5) まちづくりを円滑に進めるための体制づくりの推進
- 各分野のまちづくりを総合的に推進し、健全で安定した行財政運営に努め、質の高いサービスを提供できるよう努められたい。
 - 行政力を十分に発揮し、中山間地域の利点を活かしたまちづくりに取り組まれるとともに、各種団体や民間事業者、近隣市町との更なる連携を図りながら、各場面での新たな取り組みにより、輝く度会町を創っていかれたい。



第3節 度会町総合計画審議会委員一覧

◎：会長、○：副会長

条例・規則上の区分 / 団体・役職名等		委員氏名
1号委員	三重中京大学 名誉教授	◎ 村林 守
	令和2年度区長代表	○ 岡村 広彦
	度会町行政相談委員	岡谷 恭代
2号委員	伊勢農業協同組合度会支店 支店長	山北 太
	いせしま森林組合 総務課長	西岡 創史
	度会町商工会 女性部長	中西 貞
	度会町茶業組合 会計	中森 大
	度会町社会福祉協議会 事務局長	中村 正樹
	度会町農業委員会 会長	内田 幸男
	度会町教育委員会 教育委員	山本 操
	度会スポーツクラブ 会長	中村 吉宏
	わたらい子育てボランティアの会 会長	中北 静香
	度会町監査委員	山下 幸生
3号委員	度会町議会 副議長	舟瀬 勝
幹 事	総務課長	中西 章
	みらい安心課長	山下 喜市
	税務住民課長	中井 宏明
	保健こども課長	岡田 美和
	長寿福祉課長	迫本 晃
	建設水道課長	中川 美知彦
	建設水道課環境水道担当課長	森井 裕
	産業振興課長	作野 和幸
	会計管理者兼出納室長	長谷川 陽子
	議会事務局長	岡谷 吉浩
	教育委員会事務局長	中井 均

(敬称略、順不同)

第4節 度会町総合計画条例

令和元年8月1日
度会町条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 町における総合的かつ計画的な町政の運営を図るための最上位の計画であって、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 目指すべき町の将来像及び将来像を実現するための基本理念等を示したものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方針、主要施策等を体系的に示したものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 町は、総合計画を策定するものとする。

(総合計画との整合)

第4条 町は、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会)

第5条 町長は、総合計画の策定又は変更に当たっては、町長の附属機関として、度会町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置き、審議会に諮問するものとする。

2 審議会の委員は、25人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 町の区域内の公共的団体等の推薦を得た当該公共的団体等の代表者
- (3) 町の議会議員
- (4) その他町長が特に必要と認める者

4 委員の任期は、町長の諮問に係る総合計画の策定又は変更が確定した日までとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第8条 町長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その実施状況について、適宜に公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

第5節 用語集

あ

◆空き家バンク（あきやばんく）

空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家の利活用を希望する人に紹介する制度のこと。

◆インフラ（いんぷら）

インフラストラクチャー（Infrastructure）の略。産業や社会生活の基盤として整備される建築物や道路・橋りょうなどの施設・整備のこと。

◆温室効果ガス（おんしつこうかがす）

地球温暖化の原因となりうる気体。二酸化炭素やメタン、フロンなどが該当する。

か

◆合併処理浄化槽（がっぺいしよりじょうかそう）

水洗式便所と連結して、し尿と生活排水などを処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備。

◆関係人口（かんけいじんこう）

住んでいる場所に関わらず、何らかの形でまちと関わり、まちづくりを応援する人々の総称のこと。

◆クラウド（くらうど）

遠隔地のサーバーにアクセスし、ネットワーク経由でデータやソフトウェアを利用者同士で共有できるシステムのこと。

◆グリーンインフラ（ぐりーんいんぷら）

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする考え方や取り組みのこと。

◆広域連携（こういきれんけい）

多様化・複雑化している課題などに対して、複数の自治体が共同で対応することで解決を図る考え方。

◆合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）

一人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを表す指数。

◆合理的配慮（ごうりてきはいいりょ）

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことを指す。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、適度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

◆国土強靱化（こくどきょうじんか）

どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会を構築することを目的とした政策。

◆国立社会保障・人口問題研究所（こくりつしゃかいほしょう・じんこうもんだいけんきゅうじょ）

厚生労働省に所属する、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う機関。

◆国連サミット（こくれんさみっと）

正式名称は「国連持続可能な開発サミット」。2015年9月に国際連合によって開催され、SDGsが採択された会議のこと。

◆子育て世代包括支援センター（こそだてせだいほうかつしえんせんたー）

妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関による切れ目のない支援を行うための総合相談窓口のこと。

◆コミュニティビジネス（こみゅにていびじねす）

地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用することで、対象となるコミュニティの課題解決や活性化、雇用創出や人の生きがいづくりなどに取り組むこと。

さ

◆再生可能エネルギー（さいせいかのうえねるぎー）

太陽光、風力、バイオマスなど自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。

◆指定管理者制度（していかんりしゃせいど）

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体が行う制度のこと。

◆親水空間（しんすいくうかん）

河川、池など、意図的に水と親しむことを目的として整備された空間。

◆水源かん養（すいげんかんよう）

一時的に雨水を森林に貯えて洪水を抑制したり、反対に貯えをゆっくりと河川などに放出したりすることで、河川の流量変化を少なくする働き。

◆スクラップアンドビルド（すくらっぴあんどびると）

予算や組織を新しくつくる場合に、組織が肥大化しないよう既存の予算や組織を廃止すること。

◆性的マイノリティ（せいときまいのりてい）

性的少数者。同性を好きになる女性（レズビアン）、同性を好きになる男性（ゲイ）、異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人（バイセクシュアル）、からだの性とは異なる性を自認する人（トランスジェンダー）（＝それぞれの頭文字をとって「LGBT」とも呼ばれる）のほか、恋愛等の対象や自分の性別認識がはっきりしない・揺れ動く人など、さまざまな人々が含まれる。

◆成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利や財産などを守るため、本人・親族などの申立てにより、財産管理や契約等の法律行為を代理、補助する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任する制度のこと。

◆生物多様性（せいぶつたようせい）

生態系、種、遺伝子の三つの多様性から構成され、さまざまな生物の豊かさやバランスが保たれている状態。

◆総合教育会議（そうごうきょういくかいぎ）

地方教育行政法の改正に伴い、平成 27 年 4 月から各都道府県・市町村に設置されることになった、首長および教育委員会により構成する組織。教育政策の方向性や推進の方策などを共有していくための協議の場となるとともに、地域における教育行政の指針となる大綱を策定する。

た

◆地域共生社会（ちいききょうせいしゃかい）

障がいの有無や性による差、年齢差などに関わらず、誰もがお互いの人権を尊重し、いきいきと生活できる社会。

◆地域包括ケアシステム（ちいきほうかつけあしすてむ）

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

◆地産地消（ちさんちしょう）

地域生産・地域消費の略称で、地域経済の活性化等を目的に、地域で生産されたさまざまな生産物や資源をその地域で消費すること。

◆低炭素（ていたんそ）

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を低く抑えること。近年は、二酸化炭素の排出ゼロをめざす脱炭素が提唱されている。

◆特殊詐欺（とくしゅさぎ）

振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称で、詐欺を行う相手と面識がない不特定多数の人に対し、電話やメールなどを用いて、銀行口座に振り込ませたり、現金等をだまし取ったりする行為。

な

◆認知症ケアパス（にんちしょうけあぱす）

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境である自宅や地域で暮らし続けられることをめざし、認知症の方やその家族、地域住民、身近に支える体制、医療や介護の人々（専門的支援）が連携する仕組みを表したもの。

◆認定こども園（にんていこどもえん）

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

は

◆働き方改革（はたらきかたかいかく）

就労の場における、雇用環境と生産性の向上に向けた一連の取り組み。長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などに主眼を置いている。

◆パブリシティ（ぱぶりしてい）

PR活動として、報道機関に対してニュース素材を提供すること。

◆プログラミング教育（ぷろぐらみんぐきょういく）

コンピューターに指示を出し動作させるための言語であるプログラミング言語についての教育のことを指す。氾濫する情報通信技術に対応する知識や、論理的に考える力を育むことなどを目的としている。

◆ヘイトスピーチ（へいとすぴーち）

個人や集団の人種、国籍、思想、性別、障がい、職業、外見などを誹謗・中傷、差別するなどし、さらには他人をそのように煽動する言論や表現。

ま

◆マイナンバー制度（まいなんばーせいど）

すべての住民に個人ごとの番号（マイナンバー）を付番し、複数の機関での情報連携を実現することで、行政を効率化し、住民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤となる制度。

◆メタボリックシンドローム（めたぼりっくしんどろーむ）

内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のことを指す。

◆メンタルパートナー（めんたるぱーとなー）

自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人のこと。三重県独自の名称で、平成 23 年度からメンタルパートナー養成事業に取り組んでいる。

や

◆ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

言語、文化の違いや年齢、障がいの有無、性別の違いなどに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインをするという考え方。

わ

◆ワーク・ライフ・バランス（わーく・らいふ・ばらんす）

「仕事と生活の調和」と訳され、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人一人が意欲を持って、働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。

英数字

◆AI（えーあい）

Artificial Intelligence の略称で、人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のことを指す。

◆ALT（えーえるていー）

Assistant Language Teacher の略称で、外国語を母国語とする外国語指導助手のことを指す。

◆CLMチェック（しーえるえむちえっく）

「チェック・リスト・イン三重」の略称で、保育所や幼稚園において、発達に課題のある子どもの行動などを観察し、個別の指導計画を作成するためのチェックリストのことを指す。

◆GIGAスクール構想（ぎがすくーるこうそう）

子どもたち一人一人の個性に合わせた教育を実現するため、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する構想のことを指す。

◆ICT（あいしーていー）

Information and Communication Technologyの略称。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

◆IoT（あいおーていー）

Internet of Thingsの略称。あらゆる物がインターネットを通じてつながることで実現するサービス、ビジネスモデル、それを可能とする技術の総称。

◆LGBTQ+（えるじーびていーきゅーがらす）

性の多様性において数が少ない人である「性的マイノリティ」の総称のひとつで、レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー・クエスチョニング／クィアの頭文字と、これら以外の性の多様性を示す「+」を併せて示している。

◆PDCAサイクル（ぴーでいーしーえーさいくる）

マネジメントサイクルの一つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを順に実施するものであり、このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上および継続的な改善活動を推進する手法。

◆RPA（あーるぴーえー）

Robotic Process Automationの略称。主に定型作業について、パソコンのなかにあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念。

◆SNS（えすえぬえす）

Social Networking Serviceの略称。インターネットを通じて交流や情報共有を行うサービス。TwitterやLINE、FacebookやInstagramなどがSNSに含まれる。

◆Society5.0（そさえていごーてんぜろ）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会のこと。

◆UJIターン（ゆーじえいあいたーん）

移住する方々の動き方である「Uターン（進学や就職で大都市圏へ移住した地方出身者が再び出身地に移り住むこと）」「Jターン（地方出身者が出身地には戻らず、出身地に近い都市へ移り住むこと）」「Iターン（出身地とは別の地方へ移り住むこと）」の総称のこと。

◆2025年問題（にせんにじゅうごねんもんだい）

2025年（令和7年）を境として、日本の総人口の大部分を占める「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となることにより、さまざまな福祉的課題が顕在化する問題のこと。

第6節 まちづくりの指標一覧

基本目標1 人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくりの推進

施策	まちづくりの指標	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
1-1 母子保健の充実	合計特殊出生率 15-49歳女性の出生率の合計	1.46	1.50	1.54	1.59	1.63	1.67
1-2 子育て支援の充実	子育て支援センター利用者割合 保育サービス未利用者に占める実人数の割合	65%	65%	65%	67%	67%	68%
1-3 学校教育の充実	学習習慣に関する意識調査結果 平日の自主学習を1時間以上と回答した割合《上段：小6、下段：中3》	69.9% 53%	72% 60%	75% 70%	80% 80%	85% 90%	90% 100%
1-4 子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり	児童・生徒と地域の交流状況 地域行事への参加率《上段：小学生、下段：中学生》	70% 71.3%	75% 75%	80% 80%	80% 80%	80% 80%	80% 80%
1-5 生涯学習・生涯スポーツの充実	自主グループ新規開講数 自主的に活動するグループの新規開講数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	スポーツ会員人数 スポーツクラブ会員への登録者数	252人	260人	260人	260人	260人	260人
1-6 住民主体の地域づくり・まちづくりの推進	各地区への補助金交付件数 環境施設整備補助金などの件数	51件	52件	53件	54件	55件	56件

基本目標2 みんながいつまでも元気に暮らせる社会づくりの推進

施策	まちづくりの指標	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
2-1 保健予防・医療の充実	メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合 特定健診受診者に占める、メタボリックシンドローム該当者および予備軍の割合《上段：該当者、下段：予備軍》	17.9% 10.2%	17.7% 10.0%	17.5% 9.8%	17.3% 9.6%	17.1% 9.4%	16.9% 9.2%
2-2 高齢者福祉の充実	重度要介護認定率 要介護3以上認定者数の第1号被保険者数に占める割合	6.4%	6.4%	6.3%	6.3%	6.2%	6.2%
2-3 障がい者福祉の充実	相談支援事業実施件数 障がいのある人を対象とした相談支援事業の延べ実施件数	652件	692件	712件	732件	752件	772件
2-4 地域福祉の充実	世代間交流イベント参加人数 町内で実施される該当イベントの参加人数	235人	240人	240人	250人	250人	260人
2-5 社会保障の推進	特定健診受診率 特定健康診査等の実施に関する結果報告（法定報告）の数値	確定前	52.0%	56.0%	60.0%	60.0%	60.0%
2-6 人権尊重社会の推進	啓発事業の参加人数 講演会等の参加人数	130人	150人	170人	180人	190人	200人
2-7 男女共同参画の推進	女性の審議員参画率 町が開催する各種審議会・委員会における女性の構成割合	22.6%	22.6%	23.7%	23.7%	24.9%	24.9%

基本目標3 安心して暮らせる、安全と憩いの住環境づくりの推進

施策	まちづくりの指標	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
3-1 危機管理体制の強化	地区が自主的に実施した訓練回数 町内の自主防災組織が自主的に実施した防災訓練の年間回数	16回	20回	24回	28回	32回	37回
3-2 生活安全の確保	刑法犯認知件数 町内での刑法犯年間認知件数	13件	10件	7件	4件	1件	0件
	交通事故発生件数 町内での年間交通事故(人身・物損)発生件数	118件	100件	80件	60件	30件	0件
3-3 土地利用の推進と 住環境の整備	地籍調査実施地区数 地籍調査を実施中または実施した地区数	8/34 地区	8/34 地区	8/34 地区	8/34 地区	9/34 地区	9/34 地区
	木造住宅耐震診断実施件数 年間の実施件数	8件	10件	10件	10件	10件	10件
3-4 道路網の整備	地域再生計画に基づく事業進捗率 町道における事業施行割合	11.1%	27.6%	47.5%	81.4%	91.7%	100.0%
3-5 公共交通機関の確保	町営バス利用人数 町営バスの年間利用者延べ数	902人	950人	1,000人	1,050人	1,100人	1,200人
3-6 自然環境の保全	町内一斉クリーン活動参率 総人口に占める参加者数の割合	16.9%	17.1%	17.2%	17.3%	17.4%	17.5%
3-7 快適な生活環境づくり	水道施設等耐震化率 計画総事業費に占める施設整備費の割合	8.1%	22.2%	32.2%	43.1%	49.7%	58.4%

基本目標4 地域の文化と産業を活かすにぎわいづくりの推進

施策	まちづくりの指標	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
4-1 地場産業の振興	特産品の商品化数 町内特産品を商品化した件数(積み上げ)	3件	3件	4件	5件	5件	6件
4-2 農林業の基盤整備	多面的機能支払交付金を活用した組織数 交付金によって支援する組織数	10件	10件	10件	10件	10件	10件
4-3 次代を担う人材育成 と起業支援	人・農地プラン策定数 上記計画の策定件数(積み上げ)	0件	2件	2件	3件	4件	5件
4-4 芸術・文化の振興と文化財の保護	ふるさと歴史館来館者数 ふるさと歴史館の延べ来館者数	200人	220人	240人	260人	280人	300人
4-5 地域資源を活かした人の流れの創出	観光入込客数 観光地点および行祭事・イベントを訪れた延べ人数	180,000人	181,000人	182,000人	183,000人	184,000人	185,000人
4-6 移住・定住の促進	移住・定住施策を通じた移住者数 各種補助金や空き家バンクなどを通じた年間移住者数	40人	44人	48人	52人	57人	62人

基本目標5 まちづくりを円滑に進めるための体制づくりの推進

施策	まちづくりの指標	現状値	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
5-1 効率的な行政運営の 推進	業務改善提案の件数 職員提案制度・業務改善計画の提出件数	0 件	6 件	8 件	10 件	12 件	14 件
5-2 健全な財政運営の推 進	経常収支比率 経常経費充当一般財源の額／経常一般 財源総額×100	74.4%	各年 80.0%以下				
	財政力指数 基準財政収入額／基準財政需要額	0.34	0.34	0.35	0.35	0.36	0.36
5-3 質の高い行政サービ スの提供	職員研修の受講者数 市町総合事務組合などが支援実施する 研修	26 人	26 人	30 人	30 人	35 人	35 人
5-4 広報・広聴の充実	町ホームページの閲覧数 トップページの月平均閲覧数	52,000 件	54,000 件	56,000 件	58,000 件	60,000 件	62,000 件

第7節 関連する個別計画一覧

基本目標1 人生を輝かせ、未来を担うことのできる人づくりの推進

計画名	計画の概要
度会町子ども・子育て支援事業計画	近年の社会潮流や子どもを取り巻く現状等に対応し、子どもの健やかな育ちや子育てを、社会全体で支援する環境整備の促進を目的とし策定した計画です。
	主担当課 保健こども課
度会町教育大綱	度会町の教育行政を推進するための基本指針であり、「度会町総合計画」の教育分野を含めたまちづくりの基本構想および基本目標において、教育行政に関する基本施策の方向性を示したものです。
	主担当課 教育委員会
わたらい子ども読書活動推進計画	子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、読書活動推進と子どもたちがたくさんの本と出会うことができる環境整備を目的に、策定した計画です。
	主担当課 教育委員会

基本目標2 みんながいつまでも元気に暮らせる社会づくりの推進

計画名	計画の概要
度会町健康増進計画	「健康日本 21」や「三重の健康づくり基本計画」との整合を図りながら、住民・関係団体・行政が一体となった健康づくりの取り組みを地域の活性化に向けた重要かつ有効な手段と捉え、町全体で健康づくりに取り組むために策定した計画です。
	主担当課 保健こども課
度会町国民健康保険データヘルス計画	保健事業の実施・評価改善等を行うために、健康・医療情報を活用して、PDC Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために策定した計画です。
	主担当課 税務住民課
度会町国民健康保険特定健康診査等実施計画	特定健診・特定保健指導の枠組みを維持し、度会町国民健康保険被保険者における生活習慣病有病者およびその予備群の減少と健康の保持増進を図るために策定した計画です。
	主担当課 税務住民課
度会町自殺対策計画	「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざすため、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、一人でも多くの町民を自殺から救うことを目的に策定した計画です。
	主担当課 保健こども課

計画名	計画の概要
度会町介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体化して提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて策定した計画です。
	主担当課 長寿福祉課
度会町障がい者基本計画	障がいのある人が地域のなかで人格と個性を尊重され、障がいの有無に関わらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現をめざし策定した計画です。
	主担当課 保健こども課
度会町障がい福祉計画	障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスについて必要量および必要量確保のための方策を定めた計画です。
	主担当課 保健こども課
度会町障がい児福祉計画	障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る数値目標を設定するとともに、障がい児福祉サービスを提供するための体制の確保のための方策を定めた計画です。
	主担当課 保健こども課
度会町障害者活躍推進計画	障害者雇用の促進に努めるとともに、障がい者である職員の職場におけるさらなる活躍の推進を図り、組織の活力を向上させることを目的として、策定される計画です。
	主担当課 保健こども課
度会町地域福祉計画	年齢や性別、障がいの有無に関わらず、あらゆる住民が相互に助け合い、一人一人自分らしく活躍できる「地域共生の度会町」を実現するために、策定した計画です。
	主担当課 長寿福祉課
度会町地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	地域住民や社会福祉・保健関係団体、事業者等が主体的に地域で進めていく取り組みが盛り込まれた民間の行動計画であり、地域の課題を認識・共有しながら、改善に向けた取り組みを行うために策定した計画です。
	主担当課 長寿福祉課・社会福祉協議会
度会町男女共同参画 基本計画	度会町が今後めざすべき男女共同参画社会の実現や、女性活躍推進のための効果的、効率的な施策展開の指針とするために策定した計画です。
	主担当課 総務課

基本目標3 安心して暮らせる、安全と憩いの住環境づくりの推進

計画名	計画の概要
度会町国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に対して、最悪の事態を念頭に置いた総合的対策を進めることが喫緊の課題であるなか、国や県、近隣市町など関係相互の連携のもと、度会町における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定した計画です。
	主担当課 みらい安心課
度会町地域防災計画	度会町防災組織の総力を結集し、住民の生命、身体および財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、住民の安全と公共の福祉を確保することを目的として策定した計画です。
	主担当課 みらい安心課
度会町国民保護計画、 度会町国民保護避難実施要領	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、武力攻撃、大規模テロ等から住民の生命、身体および財産を守ることを目的として策定した計画です。 また、事態が発生した際の住民避難に関わる避難実施要領を町の特性を考慮して作成したものです。
	主担当課 みらい安心課
地域再生計画(林業成長産業化の実現に向けた道路整備計画)	市町道と林道を一体的に整備し、木材搬出の効率化、木材の安定供給を図ることにより、林業を安定的に成長発展させ、地域における雇用創出や地域経済の活性化をもたらす産業への転換を図り、ひいては、人口減少や高齢化等が深刻な問題となっている山村地域の振興に貢献することをめざした計画です。
	主担当課 建設水道課
度会町空家等対策計画	人口減少や少子高齢化に伴い空家等が増加するなか、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切な管理や除却、活用の促進により生活環境を維持し、安全・安心なまちづくりの実現を図る計画です。
	主担当課 建設水道課
度会町建築物耐震改修促進計画	地震による住宅や建築物の被害を軽減し、住民の生命や財産を守るために、耐震改修促進法に基づき、住宅などの耐震化を推進することを目的として策定した計画です。
	主担当課 建設水道課
度会町舗装維持管理計画	度会町公共施設等総合管理計画を踏まえ、安全かつ円滑な交通を確保するため、町が管理する路線について、中長期的な維持管理費用の平準化をめざし、効率的かつ適切な舗装維持管理を行うことを目的として策定した計画です。
	主担当課 建設水道課

計画名	計画の概要
度会町地域公共交通改善計画	人口減少や少子高齢化など公共交通を取り巻く状況が厳しさを増すなかで、公共交通機関の輸送人員の減少、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されるため、公共交通ネットワーク全体を一体的に形成し、持続させることを目的に策定した計画です。
	主担当課 未来安心課
度会町生活排水処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律および水質汚濁防止法に基づき、生活排水処理施設の整備、生活排水対策にかかる啓発等について計画的、総合的に推進することを目的に策定した計画です。
	主担当課 建設水道課
度会町一般廃棄物処理実施計画	環境への負荷を抑制した『循環型社会の形成』をめざし、長期的・総合的視野に立ち、計画的にごみ処理を推進していくために策定した計画です。
	主担当課 建設水道課
度会町水道事業経営戦略	「未来につながる清流かがやく度会町の水道」を基本理念とし、「安全な水道水の安定供給」「災害対策」「水道事業の自立と持続」の基本方針に基づく施策を進め、将来にわたって安全・安心な水を供給し続けることをめざすために策定した計画です。
	主担当課 建設水道課

基本目標4 地域の文化と産業を活かすにぎわいづくりの推進

計画名	計画の概要
度会町産業振興促進計画	後継者不足による農林業等基幹産業の衰退が懸念されるなどの現状を踏まえ、産業振興のさまざまな課題解決に向けて策定した計画です。
	主担当課 産業振興課
導入促進基本計画	中小企業・小規模事業者において、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備等を生産性の高いものへと一新させ、労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目的とした計画です。
	主担当課 産業振興課
創業支援事業計画	ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要な要素に応じて関係機関と連携し、適切な創業支援の提供を行うために、策定した計画です。
	主担当課 産業振興課

計画名	計画の概要
度会町水田フル活用ビジョン	<p>地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物生産の設計図となるものであり、地域の水田における作物ごとの取り組み方針・作付予定面積、産地交付金の活用方法等を明らかにし、地域で共有することで、地域の特色ある産地づくりに向けた取り組みのさらなる推進を目的として、策定したものです。</p> <p>主担当課 産業振興課</p>
野菜産地強化計画	<p>野菜は、担い手不足などによる作付面積の減少など産地基盤の脆弱化が進むとともに、加工業務用需要を中心に輸入野菜に依存している状況にあります。消費者ニーズに対応した、一層の低コスト化、高付加価値化および加工・業務用需要への対応強化などを通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つために、競争力ある生産供給体制の確立などを図るための新たな構造改革を推進し、産地の特性や意向を踏まえ、産地ごとに明確な目標を定めた構造改革を実施するために策定した計画です。</p> <p>主担当課 産業振興課</p>
山村振興計画	<p>山村振興法に基づき、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を担っている山村地域の森林等の保全、産業基盤および生活環境の整備等を図ることを目的に策定した計画です。</p> <p>主担当課 産業振興課</p>
田園環境整備マスタープラン	<p>今後の農業・農村整備を実施するために、環境との調和に配慮しつつ、効率的かつ効果的に事業を推進するため、農村地域の環境保全の目標や対策に関する基本計画として策定したものです。</p> <p>主担当課 産業振興課</p>
度会町公共建築物等木材利用方針	<p>「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、度会町内の公共建築物（学校、老人ホーム、病院等）における木材の利用を促進するために策定した方針です。</p> <p>主担当課 産業振興課</p>
度会町国土強靱化地域計画【再掲】	<p>大規模自然災害等に対して、最悪の事態を念頭に置いた総合的対策を進めることが喫緊の課題であるなか、国や県、近隣市町など関係相互の連携のもと、度会町における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定した計画です。</p> <p>主担当課 みらい安心課</p>
度会町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	<p>「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく、各交付金（多面的機能支払・中山間地域等直接支払・環境保全型農業直接支払い）事業を実施するために策定した計画です。</p> <p>主担当課 産業振興課</p>

計画名	計画の概要
度会町農道施設長寿命化計画	高度成長期以降に集中的に整備され、近年、耐用年数を迎える施設の効率的・効果的な修繕・補修および更新整備を進めるため、策定した計画です。
	主担当課 産業振興課
度会町林道施設長寿命化計画	高度成長期以降に集中的に整備され、近年、耐用年数を迎える施設の効率的・効果的な修繕・補修および更新整備を進めるため、策定した計画です。
	主担当課 産業振興課
度会町鳥獣被害防止計画	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣による農林業などにへの被害を防止することを目的に策定した計画です。
	主担当課 産業振興課
度会町森林整備計画	地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、森林施業の標準的な方法、森林の保護等の規範など森林づくりのマスタープランとして、策定した計画です。
	主担当課 産業振興課
度会町人・農地プラン	地域の高齢化や農業の担い手不足が心配されるなか、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地域や集落の話し合いに基づき取りまとめるプラン（計画）です。
	主担当課 産業振興課
南伊勢高校度会校舎活性化計画	少子化による生徒数の減少、定員割れの状況がより深刻になってきているため、活力ある教育活動と地域に開かれた信頼される魅力ある学校づくりを進め、地域社会の人材育成と地域発展をより図ることを目的として、策定した計画です。
	主担当課 教育委員会
度会町まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、人口減少の克服と持続可能な地域づくりを実現するため、度会町人口ビジョンを基に、度会町のまち・ひと・しごと創生に向けた目標や施策の基本的方向、具体的施策をまとめたものです。
	主担当課 みらい安心課
度会町人口ビジョン	人口の現状および産業動向を分析するとともに、人口に関する町民の認識を共有し、度会町の課題と潜在する可能性を整理したうえで、2060年までのめざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。
	主担当課 みらい安心課

基本目標5 まちづくりを円滑に進めるための体制づくりの推進

計画名	計画の概要
度会町行政改革大綱	<p>度会町総合計画で掲げる「めざす将来像」の実現を、行政改革の側面から推進するために策定したものです。</p> <p>主担当課 総務課</p>
度会町職員定員適正化計画	<p>「度会町行政改革プラン」で掲げる“効率・自律・協働のまちづくり”を進めていくにあたり、多様な雇用形態を含めて、適正かつ合理的な組織機構としていく必要があることから、策定した計画です。</p> <p>主担当課 総務課</p>
度会町国土強靱化地域計画【再掲】	<p>大規模自然災害等に対して、最悪の事態を念頭に置いた総合的対策を進めることが喫緊の課題であるなか、国や県、近隣市町など関係相互の連携のもと、度会町における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定した計画です。</p> <p>主担当課 みらい安心課</p>
度会町業務継続計画	<p>災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。</p> <p>主担当課 みらい安心課</p>
度会町公共施設等総合管理計画	<p>今後の人口減少や施設等の利用需要の変化等を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などの基本方針を定めた計画です。</p> <p>主担当課 総務課</p>
伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン	<p>定住自立圏構想推進要綱および定住自立圏形成協定に基づき、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化と発展を図るため、伊勢志摩圏域がめざす将来像およびその実現のために、必要な具体的取り組み等を明らかにするものです。</p> <p>主担当課 みらい安心課</p>
度会町ウェブアクセシビリティ方針	<p>町民サービス向上と町民参加の町政推進のため、タイムリーな情報提供や最新情報の更新、わかりやすい情報提供、情報が探しやすい使いやすいホームページの運用に努め、アクセシビリティの確保と向上に取り組むために策定したものです。</p> <p>主担当課 みらい安心課</p>

第8節 基本計画とSDGsの関係について

1 SDGs（持続可能な開発目標）について

「SDGs」(Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標)は、平成27年に国連サミット*で令和12年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際目標です。発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標(ゴール)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。

国では、平成28年に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、SDGs実施のための国の指針「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を決定しました。本町の「第7次総合計画」においても、SDGsの目標を踏まえて、持続可能な地域社会づくりに取り組んでいくため、基本計画の施策分野ごとに関連する主な目標(ゴール)を示し、整理を行っています。



目標1 貧困

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。



目標10 不平等

国内および各国家間の不平等を是正する。



目標2 飢餓

飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



目標11 持続可能な都市

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する。



目標3 保健

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標12 持続可能な消費と生産

持続可能な消費生産形態を確保する。



目標4 教育

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標13 気候変動

気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



目標5 ジェンダー

ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う。



目標14 海洋資源

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



目標6 水・衛生

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



目標15 陸上資源

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する。



目標7 エネルギー

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



目標16 平和

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標8 経済成長と雇用

包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。



目標17 実施手段

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



目標9 インフラ、産業化、イノベーション

強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2

施策との対応表

SDGsの17ゴール		1 貧困	2 飢餓	3 保健	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 経済成長と雇用	9 インフラ、産業化、イノベーション	10 不平等	11 持続可能な都市	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和	17 実施手段		
基本目標・施策																				
基本目標 1	1-1 母子保健の充実	●	●	●														●		
	1-2 子育て支援の充実	●	●	●	●	●			●		●							●	●	
	1-3 学校教育の充実	●	●	●	●	●												●		
	1-4 子どもが安心して学ぶことのできる環境づくり	●	●	●	●	●												●		
	1-5 生涯学習・生涯スポーツの充実			●	●															●
	1-6 住民主体の地域づくり・まちづくりの推進												●					●	●	
基本目標 2	2-1 保健予防・医療の充実		●	●															●	
	2-2 高齢者福祉の充実			●					●		●									
	2-3 障がい者福祉の充実	●		●					●		●	●								
	2-4 地域福祉の充実	●		●					●		●									
	2-5 社会保障の推進	●		●							●									
	2-6 人権尊重社会の推進					●					●							●	●	
	2-7 男女共同参画の推進					●			●		●							●	●	
基本目標 3	3-1 危機管理体制の強化			●								●		●						
	3-2 生活安全の確保			●								●						●		
	3-3 土地利用の推進と住環境の整備											●				●				
	3-4 道路網の整備									●		●								
	3-5 公共交通機関の確保									●		●								
	3-6 自然環境の保全							●				●		●		●				
	3-7 快適な生活環境づくり						●	●				●	●	●	●					
基本目標 4	4-1 地場産業の振興		●						●	●										
	4-2 農林業の基盤整備									●				●		●				
	4-3 次代を担う人材育成と起業支援		●						●	●										
	4-4 芸術・文化の振興と文化財の保護				●															
	4-5 地域資源を活かした人の流れの創出								●											
	4-6 移住・定住の促進											●								
基本目標 5	5-1 効率的な行政運営の推進											●						●	●	
	5-2 健全な財政運営の推進											●						●	●	
	5-3 質の高い行政サービスの提供											●						●	●	
	5-4 広報・広聴の充実											●						●	●	

第7次度会町総合計画

発行日：令和3年3月 発行：度会町 未来安心課 未来企画係
〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215 番地 1
TEL：0596-62-2423 FAX：0596-62-1647